とうきょう さんぱい

第33巻第10号　通巻第317号
317
平成29年1月10日発行

新年のご挨拶

年頭にあたって　㈠社 東京都産業廃棄物協会　会長　高 橋 俊 美

“ 持続可能な静脈ビジネス ” のさらなる発展に向けて
東京都環境局長　遠 藤 雅 彦

回顧と展望　新たな道を切り開く　東京都産業廃棄物協会 専務理事 木村尊彦
全産廃連　第 57 回関東地域協議会
新入会員と協会役員との懇談会
平成 29 年度 労働災害防止計画について
研修会　産業廃棄物処理実務者研修会／電マニ導入実務研修会・個別導入相談会
行政だより　続・廃棄物処理法の改正に向けた検討について

一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

有明興業は、未来のエネルギーを創造します。

Recycle Quality
リサイクルを考える時代から、
リサイクルの品質を選ぶ未来へ。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくっています。
これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。

オフィス工場 → プラスチック 紙 繊維 木 金属
→ 〈サーマルリサイクル〉RPF(固形燃料)・フラフ燃料 → 各種企業、発電会社など
●CO_2削減を通じて、地球温暖化を抑制します。
●石油や石炭の代替燃料となり、エネルギー資源の有効活用につながります。
→ 〈マテリアルリサイクル〉再資源化 → 各種メーカー
●限りある資源の有効活用につながります。

陸送に比べてCO_2排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。

東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。

2014年度 中間処理業 収集運搬業（積替え保管を含む）
産廃エキスパート
認定番号 3-14-C0012
認定番号 3-14-B0076

優良産廃処理業者認定制度
優良認定業者
ありあけこうぎょう 検索
http://www.aknet.co.jp/

有明興業株式会社
ARIAKE KOUGYO CO.,LTD.
〒136-0063 東京都江東区和倉2-8-25 TEL.03-3522-1011 FAX.03-3522-1919

TAKATOSHI

2014年度 中間処理業 収集運搬業（積替え保管を含む）
産廃エキスパート
認定番号 3-14-C0001
認定番号 3-14-B0063

次世代に贈る未来のために…

高精度選別再資源化システムによる
リサイクル率90%以上を達成

東京臨海
エコ・プラント

- ●ISO14001（認証取得：2005年6月）
- ●ISO39001（認証取得：2014年3月）
- ●OHSAS18001（認証取得：2008年5月）
- ●平成25年度省エネ大賞中小企業庁長官賞受賞
- ●平成26年度地球温暖化防止活動環境大臣表彰受賞
- ●平成27年度エコドライブ活動コンクール優秀賞受賞
- ●平成27年度3R推進協議会会長賞受賞
- ●GPS・デジタルタコグラフ・ドライブレコーダーによる車両運行管理
- ●電子マニフェストシステムへの積極的対応
- ●整備されたコンプライアンス体制
- ●徹底した情報公開

平成26年度
地球温暖化防止活動
環境大臣表彰

市川 エコ・プラント

安心 迅速 確実 安全

高俊興業株式会社

詳しくはWebへ
http://www.takatoshi.co.jp

本　社　〒165-0026 東京都中野区新井一丁目11番2号　TEL.03-3389-8111(代)　FAX.03-3228-0842
市川エコ・プラント（高精度選別再資源化工場）
〒272-0103 千葉県市川市本行徳1325-62　TEL.047-395-1878　FAX.047-399-5362
東京臨海エコ・プラント（高精度選別再資源化工場）
〒143-0002 東京都大田区城南島三丁目2番15号　TEL.03-5755-8011　FAX.03-5755-8010
技術開発研究所　東京臨海エコ・プラント内

CONTENTS

新年のご挨拶
年頭にあたって
㈠社 東京都産業廃棄物協会　会長　高 橋 俊 美 ・・・・・ **2**

“ 持続可能な静脈ビジネス ” のさらなる発展に向けて
東京都環境局長　遠 藤 雅 彦 ・・・・・ **4**

回顧と展望
新たな道を切り開く
㈠社 東京都産業廃棄物協会　専務理事　木 村 尊 彦 ・・・・ **6**

全国産業廃棄物連合会
第 57 回関東地域協議会開催される ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **10**

新入会員と協会役員との懇談会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **12**

平成 29 年度 労働災害防止計画について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **15**

研 修 会
第 3 回 産業廃棄物処理実務者研修会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **20**
電子マニフェスト導入実務研修会・個別導入相談会 ・・・・・・・・・・・・・・・・ **21**

行政だより
続・廃棄物処理法の改正に向けた検討について
～中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度専門委員会の経過報告（その2）～ ・・・・・・ **22**

身近なヒヤリ・ハット事例 Part 105 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
東京都予算に対する東京都知事ヒアリング ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
委員会報告　収集運搬委員会、法制度検討委員会、青年部、建設廃棄物委員会〈汚泥分科会〉 ・・・ 26
東京都廃棄物審議会　災害廃棄物部会（第２回）を傍聴して ・・・・・・・・・・・・・・ 28
新春言いたい放題　新たな産業廃棄物処理体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
講師余談・古代史散歩　入り婿の継体大王、死亡時も墓も謎？・・・・・・・・・・・・・・ 34
よろず相談　法律・旧建物の基礎の放置は不法投棄に当たる？・・・・・・・・・・・・・・ 36
協会の主な今後の日程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
新入会員紹介 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
事務局だより・編集後記 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
表紙の言葉 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
謹賀新年・各社名刺広告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

題字 : 東京都産業廃棄物協会　会長　高橋 俊美

年頭にあたって

（一社）東京都産業廃棄物協会
会　長　　高　橋　俊　美

明けましておめでとうございます。会員の皆様には健やかな新年を迎えられたことと存じます。年頭にあたり一言ご挨拶申し上げます。

昨年を顧みますと、

まずは、小池東京都知事誕生のインパクトが大きかったかと思います。女性初の東京都知事という話題性にとどまらず、矢継ぎ早に既定路線であった事業の点検・見直しを進めているバイタリティには敬服いたします。「都民ファースト」を掲げておりますので、一般市民だけではなく、都内で活動する各企業の取組にも目配りをしていただけるようお願いしたいと思っていましたところ、昨年暮れに小池都知事から直接平成２９年度予算に係るヒアリングを受ける機会をいただきました。地球温暖化防止対策の推進、オリンピック・パラリンピック等での資源循環づくり、優良な処理業者育成への支援、国家戦略特区制度を活用した産業廃棄物の新たな東京ルールづくりの４点に絞って要望してまいりました。もう一方の都民代表であります都議会議員の皆様方との意見交換も踏まえまして、より良き政策を進めていただきたいと思います。

既存路線の見直しといえば、アメリカ大統領選挙でのトランプ氏の当選にも驚きました。

継続性に期待が持てず変化を求めるアメリカ国民が多数いたことが浮き彫りになった選挙であったと思います。「アメリカ・ファースト」を掲げておりますが、日米間の問題や、世界的課題への今後の対応に注目していきたいと考えます。特に、私は、全国産業廃棄物連合会での温暖化防止チームの担当理事をしておりますので、パリ協定に基づく温室効果ガスの削減に対して米国政府も責任を果たしていかれることを強く希望いたします。

さて、景気の動向について触れなければなりません。

政府は、経済成長策、子育て支援や安定した社会保障の実現策を講じているとは思いますが、我々の業界での景況感は、足踏み状態、踊り場状態であり、なかなか、成長を実感できていない状況にあります。

年が明け、２０２０東京オリンピック・パラリンピックまであと３年半と迫ってまいりました。ぜひともこの大会を目指して、新たな経済成長戦略や、斬新な環境政策が打ち出されて、産業廃棄物処理業界の活躍の場が生まれることを期待しております。

次に、当協会の今年の取組について、述べておきます。

当協会では、「会員ファースト」という考えはとらず、産業廃棄物処理業界全体の発展を目指した行動を心掛けていきたいと考えます。

先程述べました、知事への要望の実現を目指し、東京都環境局、八王子市、国等の行政機関との協議を進めてまいります。また、本年は廃棄物処理法の改正、水銀に関わる政省令の施行等もございますので、的確な情報提供に努めてまいります。排出事業者の皆様には、爆発物や有害物等の異物混入防止対策の強化、適正処理料金の負担等を強くお願いしてまいります。

さらに、昨年末に新たに作成した労働災害防止計画に基づく安全な職場づくりに努めるとともに、東京しごと財団から受託した「人材力支援事業」を進めまして、この業界における人材育成・従業員の定着促進を図り、魅力ある職場づくりを目指してまいります。

このような事業を進めるに当たりましては、全国産業廃棄物連合会、関東地域協議会、廃棄物関係団体などとの広範な連携、建設業協会、医師会、商工会議所など関連業界との協力体制、賛助会員と正会員との交流の場づくりを進めてまいります。

今年の夏には東京都議会議員選挙もあり、大変あわただしい一年になるかもしれませんが、協会並びに業界の発展のため、事業執行に誠心誠意努力してまいる所存であります。

旧年に倍する会員各位のご支援をお願い申し上げ、新年のご挨拶といたします。

“持続可能な静脈ビジネス”のさらなる発展に向けて

東京都環境局長　　遠　藤　雅　彦

新年おめでとうございます。平成29年の年頭にあたり一言ご挨拶申し上げます。

日頃、貴協会並びに会員の皆様におかれましては、都の環境行政とりわけ資源循環及び廃棄物の適正処理の推進に、特段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

都では昨年暮れに、2020年オリピック・パラリンピック東京大会の成功と、その後の東京の持続的成長に向けた道筋を示す「2020年に向けた実行プラン」を策定いたしました。「実行プラン」では、政策の柱として、安全・安心・元気な「セーフ シティ」、都民誰もがいきいきと活躍できる「ダイバーシティ」、世界に開かれ、成長を続ける「スマート シティ」の三つのシティを掲げています。「スマートシティ」では、国内で年間約600万トン発生しているといわれる食品ロス対策など、消費行動などを通じたライフスタイルの見直しなどにより、3Rの推進に取り組むとしています。

今年度は「防災備蓄食品の食品リサイクルに係るモデル事業」を実施し、成果や課題を整理し、今後の食品ロス対策に活かしていきたいと考えています。

「実行プラン」に掲げた施策の実現に向け、貴協会を含め、廃棄物処理業界との有機的な連携が不可欠と認識しております。

さて、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催が、いよいよ3年後に迫ってきました。東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、昨年12月、「持続可能性に配慮した運営計画 第一版（最終案）」を公表しています。この計画は、持続可能な大会の実施に向けて、その考え方を示すもので、この中のテーマのひとつに「資源管理」を掲げ、大会に伴う廃棄物の最小化・3Rの推進や、調達した物品の再使用や再生利用を推進するとしています。2020オリンピック・パラリンピック東京大会中のみならず、大会後においても、持続可能な都市の実現を目指していくこととしており、これに関連する事業のいくつかについては、貴協会とも連携しながら進めていくものもあると思いますので、是非ともご協力をお願いいたします。

その一方で、現在、東京都では、非常災害における災害廃棄物処理方法等をまとめた「東京都災害廃棄物処理計画」について、昨年7月に東京都廃棄物審議会に諮問し、災害廃棄物部会を設置し審議をいただいているところです。

災害廃棄物といえば、平成23年の東日本大震災、平成25年の伊豆大島の土砂災害で発生した災害廃棄物が思い起こされますが、皆様方の強力なご支援もあり、迅速に処理することができました。この二つの災害廃棄物処理の貴重な経験も活かしつつ、実効性のある計画を本年には策定してまいります。

また、今後、都市更新等に伴い大量のコンクリート塊や建設泥土等の発生が見込まれますが、一方で、その再生品である再生砕石や建設泥土改良土については、廃棄物由来の忌避感等から利用促進が図られていないのが現状です。昨年3月に策定した「東京都資源循環・廃棄物処理計画」では「建設工事におけるエコマテリアルの利用促進」を掲げており、3Rの観点からも、再生品にかかる認証制度の創設や、発信ツールを用いた積極的な広報により、利用促進を後押ししてまいります。

今後も、貴協会と密接に連携し、諸計画に掲げた様々な施策を積極的に実施してまいりますので、引き続きお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

貴協会におかれましては、産業廃棄物の適正処理の徹底及び持続可能な資源循環の推進に引き続き取り組んでいただき、静脈ビジネスをけん引していただくことを期待しております。

最後になりますが、新しい年が貴協会並びに会員の皆様にとって、すばらしい一年となりますよう、心から祈念し、年頭の挨拶とさせていただきます。

新たな道を切り開く

専務理事　木村 尊彦

平成 28 年は皆様にとってどんな年だったでしょうか。私は、6 月末で都庁を定年退職し、7 月 1 日から当協会にお世話になりました。定年退職後というのは、第二の人生を歩むともいわれますが、仕事の分野が都庁現役時代と変わらず、役員や会員の皆様方とも以前からのお付き合いがあった関係で、それほど大胆な変化があったとは感じていません。皆様にはどんな変化があったでしょうか。

● 1年を振り返る ●

当協会の平成 28 年を振り返ってみましょう。

● 1月

13 日　全国産業廃棄物連合会の法人化 30 周年記念講演会では、増田寛也氏（夏の東京都知事選挙の立候補者）が、人口減少が招く問題と対策について講演されました。

22 日　青山ダイヤモンドホールで、当協会の新春講演会・賀詞交歓会を開催しました。元マラソンランナーの瀬古利彦氏の講演では、元気の出るお話を聞くことができました。賀詞交歓会は 300 名の参加を得て盛会裏に終了しました。

● 2月

10 日　青年部が新年講演会を開催し、「仕事力を上げる片付けの力」講演と、「片づけビジネスのこれから」と題するパネルディスカッションを行いました。

18 日　安全衛生推進委員会が安全衛生研修会を開催し、東京労働局から「産業廃棄物処理業における労働災害防止策について」お聞きしました。

19 日　関東地域協議会女性部・交流会が屋形船の上で開催され、57 名の参加がありました。

● 3月

9 日　理事会を開催し、28 年度事業計画・収支予算が承認されました。28 年度は、法改正への対応、災害廃棄物処理支援、再生砕石問題・異物混入による事故防止等の課題に取り組むこととなりました。

27 年 5 月から実施してきた、東京都「産業廃棄物処理業界における処遇改善事業」が終了しました。

30 日　「東京都資源循環・廃棄物処理計画」が公表されました。

31 日　全国産業廃棄物連合会が、廃棄物処理法の次期改正に関して 27 項目にわたる要望をまとめ、環境省に提出しました。

● 4月

14 日　熊本地震発生（筆者はオランダ旅行中でテレビの BBC ニュースで知る）。

19 日　中間処理委員会は、「廃水銀等の適正処理について」の研修会を開催しました。参加者が水銀対策に真剣に取り組まれていることが印象的な会でした。

21 日　女性部が定時総会を開き、役員の承認が行われ、研修会、環境教育、社会貢献、情報発信の 4 チームの活動内容が確認されました。

22 日　春の関東地域協議会が青山ダイヤモンドホールで開催されました。東京都環境公社理事長森浩志氏は「産業廃棄物処理業界外からみた未来への課題と展望」と題して、業界には発信力、技術革新が必要であると話されていました。

23、24 日　アースディ（22 日）記念イベントに、青年部が環境クイズ、環境釣り堀、マイ環境宣言の出展をしました。大人顔負けの分別知識を披露する子供にはびっくり。

● 5月

18 日　青年部は、「インバスケット（受講者が架空の役となり制限時間内により精度高く「未処理箱」の中の案件処理を行うビジネスゲーム）研修会」を開催しました。

26 日　当協会の第 4 回定時総会を青山ダイヤモンドホールで開催しました。平成 27 年度の事業及び決算について承認可決されたほか、理事・幹事の改選を行いました。定時総会後に表彰式が開かれ、「優良事業所表彰」「功労者表彰」「優良従事者表彰」「安全衛生表彰会長賞及び委員長賞表彰」の 4 部門で計 7 事業所と 31 名が表彰されました。

● 6月

17 日　全国産業廃棄物連合会の定時総会が明治記念館で開催されました。引き続き行われた表彰式では、当協会から功労者 1 名、地方功労者 2 名、優良事業所 1 社、地方優良事業所 2 社、優良従事者 15 名が受賞されました。

22 日　安全衛生研修会「現場から学ぶヒヤリハット」を開催しました。

24 日　産業廃棄物処理実務者研修会「基礎コース～入社 1 年目廃掃法の基本を覚えよう」を開催しました。

24 日　多摩支部は、支部会の後、講演会「ドライブレコーダーの映像で見る事故の傾向と対策」と、研修会（多摩環境事務所と八王子市の講演）を開催しました。

29 日　電子マニフェスト操作体験セミナーを実施しました。電マニについては、28 年 6 月から 12 月にかけて、この操作体験セミナーを 3 回、電子マニフェスト導入実務研修会を 3 回、電子マニフェスト個別導入相談会を 2 回実施しました。マニフェストの普及率 50% が目前となってきました。その分、紙マニフェストの売り上げが減って協会の収入が少なくなりますが、確実性、事務量の軽減等から電子マニフェスト化はさらに進むでしょう。

● 7月

1 日　筆者が専務理事に就任。

20 日　中間処理委員会が、施設見学会として千葉県の杉田建材㈱市原サーマルセンターを訪問しました。低濃度 PCB 廃棄物の処理現場を確認できました。

26 日　27 年度下期に入会した新入会員と協会役員との懇談会を開催し、正会員 1 社、賛助会員 3 社が参加し、活発な意見交換を行いました。

29 日　東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の資源管理 WG での食品廃棄物の利活用に関するヒアリングに当協会員 3 社が呼ばれました。今後、関係機関との連携に努めて、オリパラでの 3R を推進していきたいと考えます。

● 8月

2 日　6 月 21 日辞任の舛添要一氏に代わり、小池百合子氏が都知事に就任しました。

3 日　東京都廃棄物審議会の下に設け

られた災害廃棄物処理部会の第 1 回が開催されました。WG には、常任理事の伊藤雅人氏が参加しています。第 2 回は 12 月 16 日開催され、28 年度内に「東京都災害廃棄物処理計画」が取りまとめられる予定です。

10 日　「身近なヒヤリハット事例」の掲載が 100 回を迎えました。

20 日　青年部主催で、環境教育の一環として「東京都内でできる自然体験」（マスのつかみ取り、生態観察等）が 27 名の参加を得て行われました。

30 日　女性部が、大学生 30 名ほどを集めて、「地球にやさしいカフェで語る地球にやさしいお仕事」を開き、我が業界への関心を高める取り組みを行いました。参加者には次はどこでお会いできるかな。

● 9月

事務局の経理担当職員として川井純子さんが来てくれました。10 時間走りっぱなし可のパワーを授かりたいものです。

1 日　横手事務局長の企画案が採択され、東京しごと財団から「団体課題別人材力支援事業」を受託しました。28、29 年度の 2 か年、処理業界の人材育成・定着促進、採用支援、資格取得支援、事業継承に取り組みます。

2、3 日　多摩支部の施設見学会で福島県の㈱クリーンテック管理型最終処分場「飯坂クリーンサイト」を訪問しました。遮水対策や水処理に工夫を凝らしていることを体験できました。

6 日　自民党、公明党、民進党の 3 党に 29 年度東京都予算等の要望活動を行いました。どれだけ実現できるか？

15 日　関東地域協議会女性部会の勉強会で、芝田麻里弁護士と筆者が講演しました。女性部員からの Q に答えるため筆者自身が勉強する機会となりました。A が役立ったと言われ自己満足に浸っています。

16 日　東京都、神奈川県、静岡県（筆者の出身地）の産業廃棄物協会が集う医療廃棄物合同懇談会が開かれました。静岡県は医師協同組合を中心に対策が進んでいます。今後、医療機関に向けて適正処理を依頼する 3 都市共同宣言を作成していくことになりました。

20、21 日　法制度検討委員会の合同合宿があり、東産協版マニフェスト Q&A の作成の続きを夜が更けるまで行いました。Q&A の公表に向けて 29 年早々の都環境局との合意を目指します。

● 10月

13 ～ 15 日　女性部は、北海道研修旅行に出かけました。道内の焼却施設、リサイクル施設、最終処分場などを見て回りました。日程目いっぱいの視察お疲れ様でした。

27 日　当協会、(一社）東京建設業協会、(一社）東京建物解体協会の合同施設見学会が実施され、㈱シタラ興産「サンライズ FUKAYA 工場」の人工知能による廃棄物自動選別ロボット（フィンランド製）を見てきました。10 月から協会事務局職員となった小泉光さんのヘルメット姿似合っていました（余談だ）。夕方東京に戻り、都環境局とアスベスト・建設汚泥・PCB をテーマに勉強会を開きました。これら 4 者の 4 輪駆動で資源循環を進めていきたいと思います。

● 11月

1 日　安全衛生研修会を開催し、中央労働災害防止協会講師による「リスクアセスメント」の講演と演習を行いました。12 月には当協会初の労働災害防止計画（29 年度）を理事会で決定しており、死傷事故の削減の取り組み強化が必要です。

10 ～ 12 日　国内処理施設見学研修会として、岡山県内の水島エコワークス㈱の焼却施設（ガス化改質方式）と（公財）岡山県環境保全事業団の海面埋立処分場等を視察しました。周辺の広大な工場群にびっくり。11 日は岡山市で開かれた「第 15 回産業廃棄物と環境を考える全国大会」に参加しました。倉敷美観地区、後楽園とも素敵でした。

15 日　一都三県建設混合廃棄物意見交換会が開催され、建設業界の景気動向に関する講演と、グループ討議方式による意見交換が行われました。

18 日　医療廃棄物委員会が「排出事業者向けセミナー」を開催し、医療機関等から約 70 名の参加を得ました。異物混入や針刺し事故の防止に係る排出者の責務等をお伝えしました。

22 日　28 年度上半期に入会した新入会員と協会役員との懇親会を開催し、正会員 2 社、賛助会員 2 社の参加を得て、協会への期待等をお聞きしました。

25 日　秋の関東地域協議会が、群馬県高崎市で開催されました。群馬県協会は、会員数が静岡県協会に次いで 2 番目に多く、県行政やマスコミとの連携強化に努めていることを知ることができました。

● 12月

14 日　年内最後の理事会を開催し、各委員会・支部部会の 29 年度事業計画案や、29 年度収入見通し等について検討を行いました。

19 日　29 年度東京都予算に係る要望を 57 団体から知事が直接ヒアリングする場に呼ばれたので、会長等 4 名で要望してきました。インターネット中継されました。

28 日　協会事務局の仕事納めです。廃棄物の処理は年末年始も続くでしょうが、筆者はごめんなさい、この原稿を年内に書き終えたので、1 月 6 日も休んで 12 連休です。

● 29年の飛躍 ●

● 協会事業

協会事業の展望については、会長あいさつ等をご覧いただきたいと思います。

事務局としては、29 年は廃棄物処理法の改正が行われる予定ですので、国が発する政省令や通知等の情報も含めて、適時的確に分かり易く解説しながら提供していきたいと考えます。また、知事ヒアリングでの要望事項や都環境局にお願いしている制度改正事項については、検討が進むよう必要な行動を起こしていきます。そのためにも、排出事業者や建設業界等の関係団体、全産廃連ほかの廃棄物処理関連団体、関東地域協議会等の各県協会などとの意見交換や共同作業に、事務局職員が一丸となって努力してまいります。

● 協会の財政安定化に向けて

年間収支は約 1 億 3 千万円で、収支の均衡をかろうじて保っている状況ですが、会員の増加策の検討や、紙マニフェスト収入に代わる事業案という収入確保策を検討するとともに、産業廃棄物処理業界全体の魅力向上策を事業化して実施していく必要があると考えます。これらに関する会員各位のご意見・ご提案をお願いいたしまして、回顧と展望を終わります。

全国産業廃棄物連合会
第 57 回関東地域協議会開催される

平成 28 年 11 月 25 日㈮午後に、群馬県高崎市内のホワイトイン高崎において、第 57 回関東地域協議会（群馬県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県の各協会で構成）が開催され、当協会から、高橋会長、乙顔、赤石、鈴木及び加藤副会長並びに専務理事木村が参加しました。

この協議会の模様を報告します。

1 会長会議　12:00 ～ 13:30

まず、（公社）群馬県環境資源保全協会会長城田氏の取り計らいで、会場敷地内にある由緒ある高崎神社で安全祈願をしました。

その後の話の中では、群馬県会長から「当協会は許可業者の 3 分の 1 が加入しており、会員数は（筆者注：静岡県に次いで）多い。群馬テレビや建通新聞とタイアップするなどマスコミと連携している。本日の会議もこのマスコミの取材を受けており、群馬テレビでは録画もしている。また、産業界と一体となって、毎年、ぐんま環境フェスティバルを開催している。」との話がありました。

神奈川県会長からは「千葉県協会では許可申請の事前チェック事務を受託しているが、神奈川県庁は外部委託できないと言っているがいかがか。」との質問がありました。それに対して、千葉県会長から「その業務では、最初の受託時には行政書士会と競争入札をした結果、協会が受託することができた。以後は随意契約となっている。」との説明がありました。

専務理事木村からは、「先ほど会員数の話や行政からの事業委託の話があったが、それらの情報を盛り込んだ各県協会の運営状況等を整理した資料を、当協会の最新の機関誌（第 315 号）で掲載しているので、ご覧いただきたい。」と話しました。

2 協議会　14:00 ～ 15:45

(1) 石井会長及び森谷専務理事のあいさつでは、

全国産業廃棄物連合会の名称変更については、2017 年 2 月の全国会長会議で議論する。2017 年中に案を決め、2018 年総会で変更を予定している。2018 年以降に名称変更する協会は連合会と同じ名称にして欲しい。

石井会長

産業廃棄物処理業の振興策については、検討組織タスクフォース 2 での検討を、現在の廃棄物処理法の改正議論と一線を画して進めていく。2 月の全国会長会議で検討状況を報告する。

との話がありました。

(2) 全産連からの報告では、

労働災害防止計画については、死傷者数を協会会員と非会員とに分ける手段がないが、埼玉県 94 人、神奈川県 91 人、東京都 84 人が上位 3 県となっており、取組み強化が必要である。

建設汚泥再生品・再生砕石の利用促進については、各省庁と自民党に要望活動をした。国土交通省と環境省が関東と近畿でモデル事業を検討中である。

食品廃棄物の不適正処理事案を受けて、実地確認チェックリストを作成したので、これを農水省からもらった関係団体リスト先に送る。

低炭素社会実行計画 2030 年度目標等の検討については、高橋会長を担当理事としたチームで省エネ、発電、熱回収等を検討中であり、28 年度末までに結果を理事会に報告する。

産業廃棄物処理業における人材育成方策の検討については、新たな資格制度（紙マニフェスト収入減に対応するため、従業員のためのもの、民間資格で、フォローアップ研修が必要な制度にし、優良認定との連動も）を考えている。28 年度は環境省からの受託事業で主任レベル研修会とインターネット検定を実施中である。法制度化は難しいが、行政の認知を得たものとしたい。

との話がありました。

中尾氏

3 講　演　15:45 ～ 16:45

環境省産業廃棄物課長　中尾 豊 氏

廃棄物処理法の見直しに関する論点 13 項目について丁寧な説明がありました。12 月中旬に中央環境審議会廃棄物処理制度専門委員会の報告書案をまとめ、パブコメを経て、年明けに取りまとめ予定とのことでした。

法改正事項は、マニフェストの一部義務化、許可取消業者への改善命令、輸出にかかる使用済物品の扱い、子会社の自ら処理に関するものだそうです。

その他は、政省令事項、通知レベル事項に分けて作業を進めるとのことでした。

4 次回の第 58 回関東地域協議会

平成 29 年 4 月 21 日㈮に、東京・九段下ホテル・グランドパレスにて開催されます。

5 懇親会　17:00 ～ 18:30

来賓に、県議会議員代表、群馬県の部長と課長さんがお見えになっていました。料理には、下仁田ネギ、こんにゃくなど、地元のおいしい食材が並んでいました。

（専務理事　木村 尊彦）

平成２８年度第２回

新入会員と協会役員との懇談会

平成 28 年 11 月 22 日㈫ 11 時より協会会議室において、新入会員と協会役員との懇談会を開催した。今回は 28 年 4 月から 9 月までの 28 年度上期に入会した 6 社を対象として開いたもので、このうち正会員 2 社、賛助会員 2 社が出席した。高橋会長の挨拶に続き、出席者自己紹介、木村専務理事による協会事業説明の後、活発な意見交換が行われた。

（取材　塩沢美樹）

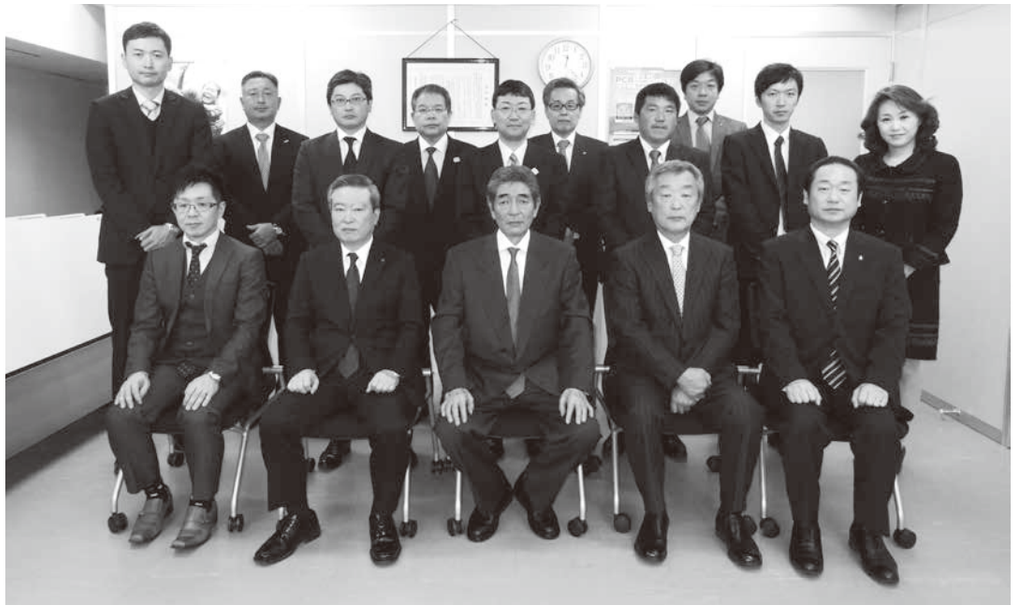

前列左から鈴木氏（エジソン）、大入氏（品川開発）、高橋会長、定山氏（エコロジャパン）、長堀氏（あんしん財団）
後列左から、浅沼氏（エジソン）、細沼常任理事、神田氏（品川開発）、伊藤常任理事、木村専務理事、都築常任理事、湯田氏（エコロジャパン）、加藤副会長、守谷氏（あんしん財団）、五十嵐常任理事

今回の参加企業は、医療系廃棄物を中心に首都圏で産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業などを手掛けるエコロジャパン㈱、木質チップ製造に加え、今年 4 月から混合廃棄物のリサイクルを開始した品川開発㈱、廃棄物処理に特化した IT 事業を展開する㈱エジソン、中小企業向けの特定保険業等を行う一般財団法人あんしん財団の 4 社である。

エコロジャパン㈱は、1 都 5 県（東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、栃木県、茨城県）において、感染性廃棄物（特別管理産業廃棄物）をメインに、すべての産業廃棄物の収集運搬業を行う。当協会の会員企業と幅広く交流し、様々な角度で相談したり情報収集しながら、今後の事業展開に活かしたいとのことだ。

品川開発㈱は、昭和 36 年に設立され、長年にわたり木質チップの供給を行ってきた。平成 16 年に千葉リサイクルセンターを、平成 28 年 4 月に新木場リサイクルセンターを開設し、木くずの処理から木質チップ供給まで一貫した体制を構築した。新木場では混合廃棄物の取扱いも行う。木くずについては経験とノウハウを持つが、混合廃棄物は始めたばかりなので、当協会での情報交換を期待しているとのことだ。

㈱エジソンは、マニフェスト・配車・計量など廃棄物の発生管理からリサイクル・最終処分まで、廃棄物処理専門のソフトウェアを開発し提供している。今後は、当協会の会員交流の場に積極的に参加し、どんなソフトウェアがあれば喜んでもらえるかなど、会員の意見を聴き、もっと現場に近い「かゆいところに手が届く」システム開発に活かしたいとのことだ。

一般財団法人 あんしん財団は、中小企業における特定保険業を実施するとともに、災害防止活動や福利厚生事業の促進と啓発など、中小企業の健全な発展と福祉の増進に寄与することを目的とする非営利団体である。通常の傷害保険にはない業務外の補償や、職場の環境改善のための補助金制度のほか、政府の労災保険でカバーできない慰謝料の問題に着目し、労災事故の際の使用者の賠償責任を補償するサービスも行っている。当協会会員を対象に、事故に対する必要な備えについての啓発活動等を通じて、加入者を増やしていきたい考えだ。

今回の出席者は次頁のとおり（順不同・敬称略）。

懇談会風景

正会員　エコロジャパン㈱

出席者：　代表取締役　定山 弘
取締役　湯田 隆宏
所在地：　東京都足立区舎人２－７－１５
TEL　03-5838-1199
URL　http://www.ecolojapan-heisei.com
処理業開始年月日：　平成 21 年 3 月

左から定山氏、湯田氏

正会員　品川開発㈱

出席者：　代表取締役　大入 康永
取締役環境営業部長　神田 勉
所在地：　東京都港区芝大門1－3－8 アトラス芝大門
TEL　03-5425-4632
URL　http://www.shinagawa-kaihatsu.co.jp
処理業開始年月日：　平成 28 年 4 月

左から大入氏、神田氏

賛助会員　㈱エジソン

出席者：　執行役員 鈴木　貴
課長　浅沼 啓太
所在地：　茨城県つくば市東新井３１－１３
TEL　029-863-7215
URL　http://www.e-mall.co.jp
事業内容：　産業廃棄物排出事業者・処理事業者向け
パッケージソフト事業／ IT ソリューション事業

左から鈴木氏、浅沼氏

賛助会員　(一財)あんしん財団　北東京支局

出席者：　支局長　長堀 達也
業務推進課　守谷 祐太
所在地：　東京都新宿区信濃町 34 番地 JR 信濃町ビル 5F
TEL　03 － 5362-2341
URL　http://www.anshin-zaidan.or.jp
事業内容：　特定保険業、災害防止事業、福利厚生事業

左から長堀氏、守谷氏

平成 29 年度 労働災害防止計画について

平成 28 年 12 月 14 日開催の理事会において、以下のとおり、「平成 29 年度労働災害防止計画」を決定いたしました。会員の皆様におかれましても、この計画を参照し、労働災害防止対策を積極的に推進していただきますようお願いいたします。

平成 28 年 12 月 14 日

平成 29 年度労働災害防止計画
一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

1. はじめに

全国産業廃棄物連合会（以下、「連合会」という。）においては平成 29 年度からの 3 年間を期間とする「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画（以下、「産廃労働災害防止計画」という。）」を策定し、平成 31 年に死傷災害 996 人、死亡災害 16 人を下回ることを目標に掲げている。

この目標達成に向けて、当協会では、「産廃労働災害防止計画」はもとより、東京都内の労働災害の発生状況、安全衛生活動のアンケート調査から、平成 29 年度の実施すべき事項を定め、会員企業が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、会員企業の安全衛生水準の尚一層の底上げを図っていくものとする。

2. 平成 31 年度目標

(1) 死亡者数をゼロにする。

(2) 休業 4 日以上の死傷者数を平成 24 ～ 26 年の実績平均に比して、20% 以上減少させる。
（平成 24 ～ 26 年の平均 84 人→平成 31 年 67 人以下に）

労働災害統計（東京局内分）

業種		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
産業廃棄物	死亡	0	3	1	1
	休業 4 日以上	85	- (79)	- (83)	- (91)
	死亡・休業 4 日以上	-	82	84	92
	平成 24 ～ 26 年の平均死傷者数	(85+82+84)/3 ＝ 84			-

3. 平成 29 年度活動目標

2. の「平成 31 年度目標」を達成するために平成 29 年度における活動目標を次のとおり設定する。

(1) 会員企業（平成 28 年 7 月現在 552 社）における安全衛生活動のアンケート調査の回答数を前年度に比して、50%以上増加させる。
（平成 28 年度 76 社→平成 29 年度 114 社以上）

(2) 協会が実施する安全衛生事業を認知している会員企業を前年度に比して、50%以上増加させる。
（平成 28 年度 72 社→平成 29 年度 108 社以上に）

(3) 連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールを認知している会員企業を前年度に比して、50%以上増加させる。
（平成 28 年度 43 社→平成 29 年度 65 社以上に）

(4) 法令に基づく安全衛生管理体制を構築している会員企業を前年度に比して、50%以上増加させる。
（平成 28 年度 65 社→平成 29 年度 98 社以上に）

(5) 協会が実施する安全衛生研修会の参加企業を前年度に比して、５０%以上増加させる。
（平成 28 年度 42 社→平成 29 年度 63 社以上に）

(6) 安全衛生パトロールを実施している会員企業を前年度に比して、50%以上増加させる。
（平成 28 年度 55 社→平成 29 年度 83 社以上に）

(7) ヒヤリ・ハット活動を実施している会員企業を前年度に比して、50%以上増加させる。
（平成 28 年度 57 社→平成 29 年度 86 社以上に）

(8) リスクアセスメントを実施している会員企業を前年度に比して、50%以上増加させる。
（平成 28 年度 35 社→平成 29 年度 53 社以上に）

(9) 安全衛生規程を作成している会員企業を前年度に比して、50%以上増加させる。
（平成 28 年度 38 社→平成 29 年度 57 社以上に）

※ 平成 28 年度の数値は会員企業（552 社。ただし、都内に事業所を有さない会員企業も含む。）における安全衛生活動の現状把握調査の集計結果の数値

4. 平成 29 年度活動目標を達成するための当協会における取り組み

3．（1）～（9）に示す「年度目標」を達成するために具体的方策は次のとおり設定する。

(1) 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数増加を図る。
①定期刊行している会報誌において会員企業へアピールし、回答数増加に努める。
②会員企業へ回答の協力依頼文書を繰り返し発送する。
③研修会、協会ホームページ等を通じて協力を呼びかける。
④多摩支部、青年部及び女性部を通じて、会員企業に対して、調査の回答を呼びかける。
⑤定期的に安全衛生推進委員会を開催し、本調査の推進を図る。

(2) 安全衛生事業の認識を向上させる。
①当協会が実施する安全衛生事業について、ホームページ、会報誌等で会員企業への情報提供を行う。
②当協会の安全衛生活動を周知していくことを目的に安全衛生ポスターを作成する。
③会長は、労働安全を高めることへの強い意識を宣言し、理事・会員企業等に対して、安全衛生に係る活動の強化を呼びかける。
④労働基準監督署と連携し、地域の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等の提供により、事業者の安全に対する意識を高める。
⑤中央労働災害防止協会が作成した年間標語ポスターに社団名を入れて会員企業に配布する。
⑥定期的に安全衛生推進委員会を開催し、安全衛生事業の推進を図る。
⑦支部会議等を利用して、安全衛生に係る情報伝達、情報交換を実施する。
⑧安全衛生に係る優良な事業所及び従事者を表彰する。

(3) 連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールの認識を向上させる。
①ホームページに連合会安全衛生サイト（http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/07/index.html）へのリンクを張る。

(4) 安全衛生研修会の参加者増加を図る。
①定期刊行している会報誌とＦＡＸで会員企業への周知徹底を図る。また、取り組みが遅れがちな事業者に対しては必要に応じて呼びかけを行う。
②会員企業あて文書にチラシを同封する等、全会員企業への周知を図る。
③研修会参加者に対しアンケートを実施する等、参加者からの声を十分に分析し、研修会の実施内容や回数、開催時間等を検討する。
④会員企業が取り組んでいる安全衛生事業の情報・資料を収集し、事業場の好事例発表等を通じて、有益な安全衛生情報を提供する。
⑤関係監督官庁（労働局、労働基準監督署等）に講師を依頼し、内容の充実化を図る。

(5) 会員企業における安全衛生パトロールの実施を図る。
①連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
②トップが関与して安全衛生パトロールを行うことを呼びかける。

(6) 会員企業におけるヒヤリ・ハット活動の実施を図る。
①連合会が作成した「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
②ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
● 厚生労働省職場のあんぜんサイト「災害事例」
（http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai_index.html）
● 連合会安全衛生サイト「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」
（http://www.zensanpairen.or.jp/hiyari/home.html）
③会員企業等から「ヒヤリ」または「ハット」した事例の収集を行い、それを広く提供する。

(7) 会員企業におけるリスクアセスメントの実施を図る。
①厚生労働省・中央労働災害防止協会が作成した産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントのマニュアル及び連合会が作成した講義用のパワーポイントを活用し、会員企業におけるリスクアセスメント定着に向けた研修会の継続的な実施を行う。また、導入が遅れがちな会員企業へ呼びかける等、リスクアセスメントの確実な実施を促進する。
②ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
● 厚生労働省職場のあんぜんサイト「リスクアセスメントの実施支援システム」
（http://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html）
● 連合会安全衛生サイト
（http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/07/index.html）

(8) 会員企業における安全衛生規程の整備を図る。
①研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、連合会が作成した「安全衛生規程作成支援ツール」と安全衛生規程の必要性を周知する。

(9) 会員企業における安全衛生管理体制の構築を図る。
①労働安全衛生法で事業場規模別に規定されている安全衛生管理体制について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
②連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。

平成 29 年度 労働災害防止計画

会員企業が実施する取り組み事例

(1) 経営トップの安全衛生に関する所信表明
経営トップは、労働災害防止のためにその所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全点検等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。
(2) 労働災害の未然防止対策の実施
① 連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」を活用する等、安全衛生パトロールの実施を図る。
② 連合会が作成した「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」を活用する等、ヒヤリ・ハット活動の導入と定着を図る。
③「セーフティーミーティング」、「危険予知活動」、「ひと声かけあい運動」、「指差し呼称」、「メンタルヘルス」等、労働災害の未然防止に向けたさまざまな取り組みを実施する。
(3) リスクアセスメントの実施
① 連合会が示す「産業廃棄物処理業のリスクアセスメントマニュアル」等を参考に、リスクアセスメントの実施、定着を図る。
② 協会等が実施する「リスクアセスメントの研修会」に参加し、理解を深める。
(4) 安全衛生規程の整備
① 安全配慮義務違反に問われないようにするため、連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」を活用する等、自社における労働災害防止のための安全衛生規程を作成する。
② 協会が実施する研修会への参加や会報誌、ホームページ等を通じて、理解を深める。
(5) 安全衛生管理体制の構築
「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」を参考に、事業場規模別に法令に基づく安全衛生管理体制を構築する。

5．目標達成状況の検証

平成 30 年 1 月～ 2 月に、平成 29 年度現状把握調査を実施し、目標達成状況を検証し、次期計画策定に反映していく。

第３回　産業廃棄物処理実務者研修会　－経験者向け－
～事例に学ぶ～　廃棄物処理法と、じっくり向き合う１日

東京都産業廃棄物協会は、平成 28 年 11 月 28 日㈪ 10 時より、フォーラムミカサエコ７Ｆホール（千代田区内神田）に於いて『第３回　産業廃棄物処理実務者研修会』を実施した。今回は、廃棄物処理法の基礎知識をすでに習得している方むけとし、講師は、当協会専任相談員の服部昭氏、BUN 環境課題研究事務所主宰長岡文明氏の２名が担当した。参加者は 50 名であった。

まず、第１部の『**廃棄物処理法のおさらい～相談事例をふまえて**』では、「平成 28 年度産業廃棄物処理実務者研修会－基礎コース　テキスト（公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行）」に基づき、法改正・通知等の最新情報を交えて重要事項を解説する「おさらい」と、当協会への実際の相談事例から、質問の多い相談事例や、間違って覚えている恐れがある事例を紹介する形で進められた。

会場の様子

服部講師

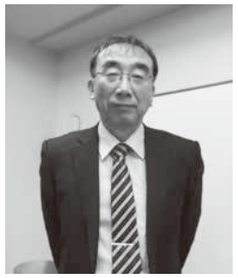

長岡講師

第２部の『**違反事例に学ぶ廃棄物処理法**』では、行政指導・行政処分・刑事処分の違いについて、一般的な行政行為の流れをもとに解説された後、実際に発生した違反事例が 10 例以上紹介された。受講生は、①この事例のどんな行為がまずかったのか、②その行為が廃棄物処理法のどの規定に抵触したか、③その違反の罰則はどのようなものか、④可能性のある行政処分はどのようなものか、の４つの視点で考察しながら講義を聴いた。

講義終了後のアンケート調査では、約９割の方から「わかりやすかった」との評価をいただいた。また、「自社にとって身近な事例が多かった。ひとごとだと思わず、法令遵守のための行動をしていきたい」、「廃棄物処理法を全て理解することは難しいが、違反を防ぐためにも知識を更新していかなければならないと感じた」、「業務内容を見直す良いきっかけになった」、「相談事例 Q&A 集が大変参考になった」などの声が寄せられていた。

（取材　塩沢 美樹）

電子マニフェスト導入実務研修会
電子マニフェスト個別導入相談会

東京都産業廃棄物協会は、平成 28 年 12 月 16 日㈮ 10 時より、エッサム本社ビル（千代田区神田須田町）において、『電子マニフェスト導入実務研修会』及び『個別導入相談会』を開催した。

まず、午前中に行われた『電子マニフェスト導入実務研修会』では、電子マニフェストについての説明動画を上映後、講師の新井博司氏（情報処理センター 業務推進部 普及対策室長）が電子マニフェストの仕組みやメリット・導入手続き・操作方法等について、パワーポイント資料をもとに説明した。参加人数は、54 名であった。内容は、本誌第３１６号で報告したものと同じである。

14 時からは小会議室において『電子マニフェスト個別導入相談会』を開催した。講師の古谷茂生氏（情報処理センター 業務推進部 サポートセンター室長）が、面談形式で 4 社 5 名の方の相談を受けた。

今年度の電子マニフェスト説明会は今回が最終回にあたる。実施状況については別表をご参照ください。

（事務局　木島 繭子）

今年度の実施実績

開催日時		内　容	場　所	参加者
6 月 29 日㈬	14：00 ～ 16：00	電子マニフェスト操作体験セミナー	Win スクール新宿本校 大教室	19 名
9 月 15 日㈭	14：00 ～ 16：00	電子マニフェスト操作体験セミナー	Win スクール新宿本校 大教室	14 名
10 月 12 日㈬	14：00 ～ 16：00	電子マニフェスト導入実務研修会	エッサム本社ビル　３階 グリーンホール	56 名
10 月 27 日㈭	14：00 ～ 16：00	電子マニフェスト操作体験セミナー	Win スクール新宿本校 大教室	20 名
11 月 18 日㈮	10：00 ～ 12：00	電子マニフェスト導入実務研修会	エッサム本社ビル　３階 グリーンホール	52 名
	14：00 ～ 16：00	電子マニフェスト個別導入相談会	エッサム本社ビル　１階 小会議室 101	3 社 6 名
12 月 16 日㈮	10：00 ～ 12：00	電子マニフェスト導入実務研修会	エッサム本社ビル　３階 グリーンホール	54 名
	14：00 ～ 16：00	電子マニフェスト個別導入相談会	エッサム本社ビル　１階 小会議室 101	4 社 5 名

導入実務研修会会場

新井氏

古谷氏

続・廃棄物処理法の改正に向けた検討について

～中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度専門委員会の経過報告（その2）～

東京都環境局　資源循環推進部長　谷上　裕

1　はじめに

前回、廃棄物処理法の改正に向けて、環境省が標記委員会を設置し、議論が行われていることをお伝えした。その後、第7回目の会合が平成28年12月15日に行われ、委員会としての中間まとめの報告書案が議論されたので、その内容を報告する。

2　報告書案の構成

この報告書は、三章構成になっており、一章が「背景と経緯」、二章が「基本的視点」、三章が「制度見直しの論点」となっている。

このうち、一章、二章については歴史的事実や本委員会で議論してきたことの事項の確認が主なので、12月の委員会のなかでは特に意見らしい意見はでなかった。

三章については、この報告書案の枢要となる部分なので、少し詳しく述べていく。

3　「制度見直しの主な論点」の概要

報告書案には、論点として12項目を掲げている。そのうちの1番目から4番目までは昨年に起こった食品廃棄物の不適正処理事件を反映し、その再発防止のための措置を念頭に置いた対策、すなわち排出事業者側も処理業者側もその責任を全うするための対策がいくつか掲げられている。

そのなかで大きく論点になったのは、処理に係る情報公開の在り方とそれを担保するためのマニフェストの活用強化、確実に適正処理されていることを確認する行為の強化などである。

特に、一定規模以上の特別管理産業廃棄物を排出する事業者、及び特別管理産業廃棄物の処理を受託する産業廃棄物処理業者に対し、電子マニフェストの義務化を促進することが、廃棄物処理の厳格な管理に効果的だとして本報告書案では述べられている。

また、有害物質が含まれた使用済電子機器等が不適正に処理され、輸出先でも環境問題を起こしている事例が社会問題化してきている。

これについては報告書案のなかで、「都道府県等における一定の規制にかからしめるべき」という方向性を打ち出している。有価物であると主張され、なかなか規制の対象にするのが困難なことが多いいわゆる法の隙間の問題についての解消を狙った措置である。東京都としても、悪質な事例が見受けられることから、この件に関しての法的な後ろ盾を期待しているところである。

その他にも、「優良な循環産業の更なる育成」、「廃棄物等の健全な再生利用・排出抑制の推進に向けた取組」、「廃棄物処理法に基づく各種規制措置等の見直し」など、現場で働く会員の皆様方において関心の高い事項の今後の方向性が報告書案には示されている。

4　最後に

この報告書案は、委員長一任のもと、いくつかの修正を経て、平成28年12月20日から平成29年1月19日の間、パブリックコメントにかけられ、広く意見の募集を図った。その後の予定としては、制度専門委員会を開催し議論を行い、最終案が決定・公表されるものと思われる。

この成案を踏まえて次期法改正を行い、廃棄物処理の状況が更により良い方向にレベルアップしていけるよう、委員の一人として願っている次第である。

身近なヒヤリ・ハット事例 Part105

	何処で	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1	一般道路で	交差点進入時	交差点を右折時、横断歩道を歩いている歩行者がミラーに隠れていた為、巻き込みそうになってヒヤリとした。	横断歩道の手前で停車し、死角も注意して目視してから発進する。
2	一般道路で	信号待ち発進時	信号が青に変わって発進しようとしたら後方から来た自転車がいきなり自車前を横断してきた為、接触しそうになった。	再発進時は状況も変わるため、後方もしっかり確認してからゆっくりと発進するようにする。
3	一般道路で	走行中	右レーンから急に車が割り込んで来た為、接触しそうになった。	車間距離を十分に取って走行する。
4	一般道路で	住宅街を走行中	停車している車両を通過しようとした時、ドアが急に開いた。	通過する時は、「かもしれない運転」を意識する。
5	高速道路で	走行中	高速道路左車線走行中、トレーラーが追い越し車線から自車の前に割り込んできて接触しそうになったので、急ブレーキを踏んだ。	車間を取って走行する。減速して、入れてあげるくらいのゆとりを持つ。
6	高速道路で	走行中	風が強く、車が揺れた為、ヒヤリとした。	速度を落とし、ハンドルをしっかり持って走行する。
7	現場で	作業中	重機で摘んで投げた物が、バウンドして近くにいた作業員に当たりそうになった。	旋回・確認・動作の基本を守り作業をする。
8	現場で	バック時	バックしようとしたが、人が走ってきた為、接触しそうになった。	常時ミラーで確認し、ゆっくりと進入するようにする。
9	現場で	走行中	ガードマンの誘導に従って走行していたら、障害物に追突しそうになった。	ガードマンの誘導だけを信用せず、自分でもミラー・目視での確認をし、気を付ける。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せ下さい。

東京都予算に対する知事ヒアリング

東京都は、平成 29 年度予算編成にあたり、予算編成プロセスの見直しの一環として、現場の実態に精通する 57 団体から、新たに小池東京都知事が直接、意見・要望を聴く場「東京都予算に対する知事ヒアリング」を実施した。

当協会からは、高橋会長・乙顔副会長・五十嵐常任理事・木村専務理事の４名が、平成 28 年 12 月 19 日㈪、東京都庁第一庁舎 7 階中会議室（新宿区西新宿）において、要望を行った。

小池知事に要望書を手渡す高橋会長

要望内容は下記のとおり。

なお、ヒアリングの様子は、財務局 HP でインターネット中継された。

☞ URL:http://www.zaimu.metro.tokyo.jp/syukei1/zaisei/29dantaiyobo_index.html

２８東産廃協第９６号
平成２８年１２月１９日

東 京 都 知 事
小 池　百 合 子 様

一般社団法人東京都産業廃棄物協会
会 長　高 橋　俊 美

平成２９年度予算に関する要望書

要望に当たりましては、①省エネ設備の導入支援など**予算措置を希望するもの**、に加えて、②行政、企業双方の**経費削減につながる制度改正の要望も**いたします。

１　地球温暖化防止のための設備導入等への補助

地球温暖化防止に向け、温室効果ガス排出量の 2.6％を占める廃棄物分野での取組強化が必要であるが、民間の産業廃棄物処理事業への補助は少ない。

省エネ設備（計測器やインバータ制御装置を含む。）**の導入、再生可能エネルギーの回収・製造装置、低燃費車両（白ナンバートラック）の購入などに対する補助**を充実されたい。

２　オリンピック・パラリンピック施設等での資源循環

施設の建設その他の建設工事では、**再生砕石、建設泥土改良土の使用を標準仕様とする**こと。これらの利用促進のため、**購入費用を予算化する**とともに、**認証システムの構築や廃棄物からの卒業基準等の設定を**されたい。

競技会場や選手村、大会期間中の各種催し、施設の解体等で生じる**廃棄物の処理の際には、３Ｒの推進及びＣＯ２削減のため、評価・認定処理業者に委託**されたい。

３　優良性の評価・認定を受けた産業廃棄物処理業者の活用

平成２１年から開始した都の第三者評価制度で、信頼性の高い優良業者として評価・認定を受けた処理業者（産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル）が有効活用されていない。

都内の産業廃棄物中間処理量の 32％（昨年度）を取り扱っている**評価・認定処理業者は、適正処理、環境負荷の低減に大きく寄与しており、さらに活用を拡大すべき**である。

ついては、公共機関及び民間企業が排出する産業廃棄物の処理や、発注する建設工事において、この**評価・認定処理業者が優先的に受託されるような仕組みを構築**されたい。

（仕組みの例）

① **環境配慮契約を徹底**する。
② 建設工事業者が評価・認定処理業者に処理を委託した場合、**工事成績評定で優遇**される。
③ 優良で先進的な処理業者を育成するための**研修費、資格取得費等に対して、都は継続的な財政支援**を行う。

４　国家戦略特区制度を利用した、効率的・先進的な産業廃棄物施策の実現

廃棄物処理法は全国一律に運用されているが、大都市特有の事情に合わせた制度への変更や、排出事業者、処理業者、行政機関いずれもが非効率と考える規定を改善すれば、経済の活性化が期待できる。

ついては、**国家戦略特区制度を利用して、都独自の効率的・先進的な産業廃棄物施策「東京ルール」を構築して実行**し、その成果を持って将来の法改正につなげていくべきである。学識経験者、弁護士、産業界、処理業界等からなる検討・実行組織を早期に立ち上げられたい。

（制度提案例）

① 産業廃棄物（鉄製ロッカー等）と同時に廃棄する**一般廃棄物（木製家具等）を、産業廃棄物処理業者が処理**できれば、運搬効率・資源化率が上がる。（都の定例監査では区別をというが、排出事業者は併せ処理を希望。）
② **都以外の道府県知事が許可した収集運搬業者は都と同じ基準で許可されているから、都が許可せずとも都内で業ができる**ようにする。行政は許可審査事務量を減らせ立入検査等に振り向けられる。処理業者は申請の負担を軽減できる。
③ **優良な処理業者に委託した場合、排出事業者の負担が減る**仕組み（雑居ビルでのマニフェストの交付や排出事業者による処理施設の現地確認が不要など）とする。

収集運搬委員会（加藤委員長）

平成 28 年 12 月 6 日㈫ 15 時から 13 名の委員により開催した。

前回に引き続き、収集運搬過程における事故事例等について各社より報告があり、活発な意見交換が行われた。今後も引き続き事故事例の集約と解析を行い、収集運搬過程における事故防止に繋げていくことを確認した。

また、来期の活動について、事業計画及び予算の確認を行うとともに、今年度と同様に中間処理委員会との連携を図りながら、排出事業者やその現場担当者への協力を得られる工夫を図り、収集運搬時における危険物・有害物の混載防止を目指して行くこととなった。

なお、次回委員会は賛助会員を招集しての研修会を予定しており、平成 29 年 2 月 15 日㈬ 15 時より開催する。

法制度検討委員会（篠原委員長）

平成 28 年 12 月 13 日㈫ 16 時より、新宿の会議室にて 9 名の委員とオブザーバー 1 名（弁護士 芝田麻里氏）によって開催された。

検討テーマは、平成 28 年 1 月から検討を続けている東産協版のマニフェスト Q&A 集についてである。

討議を重ねて作成した最終版 Q&A 集の東京都への意見照会の結果を踏まえ、さらに検討した。最終確定にあたり、何点か東京都と確認の協議をする必要がある為、1 月中に東京都環境局との意見交換の場を設け、Q&A 集完成を目指す。

青年部（石田部長）

平成 28 年 12 月 16 日㈮ 15 時より、13 名の幹事により幹事会を開催した。

はじめに、総務委員会・コミュニケーション委員会・研修委員会の各委員会より委員会報告があった。

総務委員会からは、年会費収納状況と 11 月の収支が報告された。

研修委員会・コミュニケーション委員会からは、次年度以降開催される研修合宿やその他活動について企画案が上程された。

また、「団体課題別人材力支援事業」の活動内容や予算について協議された。

次回の幹事会は 1 月 26 日㈭ 13 時より協会会議室にて開催する。

建設廃棄物委員会〈汚泥分科会〉（鈴木座長）

平成 28 年 12 月 16 日 (金)15 時より、平成 28 年度第一回建設廃棄物委員会 汚泥分科会が 6 名の委員によって開催された。

建設汚泥関係については、今後、首都圏では、リニア新幹線や東京外環自動車道等のインフラ整備に伴う発生量の増加、また、建設泥土の海洋投入処分の制度が平成 29 年 4 月から改正され、実質的に、今後、海洋投入処分が困難な状況となること等を踏まえ、国や自治体において建設汚泥・泥土のリサイクルに係る計画や指針等が示され、利用促進施策が鋭意検討されている。

本協会でも、今後、建設汚泥・泥土の有効活用策等について必要な議論・検討を進めるため、建設廃棄物委員会に汚泥分科会を設置したもので、「立上げ」の会議となった。

○　冒頭、鈴木委員長より、立上げの趣旨説明、国や東京都・近隣県・関係団体等の動き等について説明があった。

○　次に、各委員から、建設泥土改良土の利用促進に係る情報提供とともに、再生土や再生土の埋立て等に関する行政の指導指針等の資料提供があった。

○　引き続き、本分科会の活動方針等の基本的な考え方について、活発な情報交換・真剣な議論が行なわれた。

○　最後に、座長は、当協会建設廃棄物委員会の鈴木委員長が務め、副座長は、株式会社エコ・ファクトリーの有田氏にお願いすることが確認された。合わせて、委員の新規獲得についても検討していくことが確認された。

なお、次回は 1 月 27 日㈮ 15 時から協会会議室で開催する。

東京都廃棄物審議会

災害廃棄物部会（第２回）を傍聴して

災害廃棄物部会（学識経験者５名で構成。当日は１名欠席）の第２回が平成 28 年 12 月 16 日 15 時～ 17 時に都庁で開催されたので、それを傍聴してきました。（第１回８月３日の傍聴記は本誌第３１３号を参照のこと。）

第１回の部会後、部会の下に設けられた体制ＷＧが４回、処理ＷＧが３回開催（両ＷＧの１回目は合同ＷＧ）されています。その両ＷＧには、当協会代表として常任理事の伊藤雅人氏（㈱大空リサイクルセンター取締役工事事業本部長）が参加されています。

今部会の議題は、両ＷＧでの検討状況について、災害廃棄物処理実行計画について、処理に係る教育・訓練等について、今後のスケジュールについてでした。

① 体制ＷＧでの検討状況について

国、都、区市町村、各主体の役割分担及び連携に関して、平山委員（名古屋大学減災連携研究センター准教授）から「都は調整役、コーディネートの役割があるとともに、区市町村で人手が足りないときは都職員を派遣する、都に人が足りないときは国から派遣を受けることも必要。」との発言がありました。行政機関内の組織体制として総務班、受援班、資源管理班、処理班という班編成をする件に関しては、宮脇委員（明星大学理工学部教授）からの「少人数の市町村ではこれほど細かくできないだろう。」という意見に対して、高田委員（公益財団法人廃棄物・３Ｒ研究財団研究参与）から「兼務で担当すること。」との発言がありました。都民への広報に関しては、平山委員から「発災してからの広報だけでなく、廃棄物の減量策として耐震化をＰＲすること。」との意見が出されました。処理の進め方では、杉山座長（常葉大学社会環境学部教授）から「実際の災害廃棄物処理の進行管理と業務管理を一体だれがするのか、そのコントロールタワーは誰なのかＷＧで詰めるよう」指示がありました。

② 処理ＷＧでの検討状況について

災害廃棄物の処理能力の試算が提示されている件に関して、宮脇委員から「道路事情で処理できる量に制限が出てくるケースがある。」高田委員から「施設の耐震化状況により受入が見込めない施設もある。」平山委員から「数値データは大事だが、想定通りにいかないときにどうするかを検討することも大事。」との発言がありました。（筆者注：東日本大震災時の教訓から、民間処理施設での受入・処理能力は、処理残渣の処分先として区市町村の清掃工場や都の埋立処分場をどれだけ解放してくれるかにかかっている、ともいえます。）

③ 災害廃棄物処理実行計画について

実行計画は、発災後に策定するものです。平山委員から「小規模災害では区市町村が策定するとなっているが、都民を安心させるために、都としても実行計画を策定すべき。」宮脇委員から「産業廃棄物協会との連携についても書き込むべき。」高田委員から「何年で処理が完了するかを示すことが必要。そのため発生量の把握が大事。」との発言がありました。

④ 処理に係る教育・訓練等について

高田委員から「教育訓練は、組織としてと個人としての両方を行う必要がある。」平山委員から「目標として教育訓練への参加人数を何人とする、と決めることが有効。いろいろなケースを想定した模擬訓練を行い、それを蓄積することが有効。」との発言がありました。

⑤ 今後のスケジュール

１月末に、委員２名と事務局が熊本視察を行います。第３回部会を２月 15 日に開催し、中間まとめ案を議論します。２～３月に東京都廃棄物審議会総会を開いた後、１か月のパブコメを経てから、再度廃棄物審議会総会を開催して答申を得る予定です。

筆者の感想

処理計画の体裁の検討が多くて、実際の災害時にどう仕切って、どこでどう処理するか、そのために平時に決めておくべきことは何か、運搬手段（船舶輸送をどう構築するか等）は、お金の支払い方法（契約のひな型を定めておく等）は、などの実践編はいつになったらつくられるのだろうと考えてしまいました。

（専務理事　木村　尊彦）

表紙の言葉

●**今月の写真**：チョウチョウコショウダイ〔学名：Plectorhinchus chaetodonoides　英名：Manyspotted sweetlips / Harlequin sweetlips〕
●**撮影者**：阿部 秀行 氏（協会専任相談員）
●**撮影地**：マレーシア（シバダン）　水深 10m
●**分布**：西太平洋やインド洋などの沿岸の岩礁域周辺　体長 50㎝（成魚）
●**撮影者コメント**：子供と大人では異なった生き物のような生物は、海や陸にも多く見受けられます。今回は、チョウチョウコショウダイの幼魚をご紹介します。
　成魚の体は楕円形で側扁し、後頭部から背縁は盛り上がっています。口は小さいですが唇は厚く、口内は赤く、体や各ひれには黒褐色の斑点が散在しています。一方幼魚は、黄橙色や黄褐色の地に白い丸い斑が７個ほど見られ、成長に伴い、白い斑の中に褐色の斑が現れます。また、幼魚は内湾の浅場や藻場に多く、頭を下にして泳ぐ習性があり、ちょろちょろとして動きが速いので、写真がすごく撮りづらいです。

新たな産業廃棄物処理体系

専務理事　　木村　尊彦

廃棄物処理法が制定されてから、50 年近くが経つ。そこで、次の時代、次の世代の産業廃棄物施策、特に現行の法制度をどう変えるべきかについて、私見を述べたい。

以下に述べることは、本来国が全国的視点から法改正で対応すべき事項と考えるが、協議・調整等で時間を要するであろうから、まずは、東京都でできることを始めてはどうかと考える。

○東京都レベルで先行するため、国家戦略特区制度を活用する。

東京都に、新たな処理方式や行程管理方法を提案すると、都は法律で規定しているとおり、環境省の解釈どおりにすべきという。

しかし、法改正に関して国内全体の総意を得るには慎重にならざるを得ないし、時間がかかる。

でも、改革のためには新たな仕組みに挑戦していくことが必要である。そこで、国家戦略特区制度を使って、東京都が独自に新たな制度設計をして東京地域からまず実践し、その効果を検証しつつ全国的な制度変更につなげていけばいいではないかと考える。

東京都で制度設計し、国家戦略特区制度を使って実現すべき事項を以下に述べる。

○排出事業者が産業廃棄物にしたいと思ったごみ（一般廃棄物）は産業廃棄物にできるとする。

ただし、産業廃棄物処理業者が処理できるとしたものに限る。

なお、排出事業者は処理業者との契約 7 日前までに都道府県（排出地域と処分地域双方）に届け出る。

業種分類などで一般廃棄物とされたものであっても、産業廃棄物処理業者が性状的にも、技術的にも、処理できるものが多い。粉体状の物のように通常の一般廃棄物処理施設では扱えないものも産業廃棄物処理業者なら扱うことができる。

一般廃棄物と産業廃棄物を分けて委託すると手間暇もかかり、収集運搬車両を別にして CO_2 を多く出すことになる。

市町村が併せ産廃として受けても市町村の処理施設で扱えなければ、処理業者に頼むこととなり、その委託事務作業量も大きい。排出事業者が自らの判断で産業廃棄物処理業者に頼むとすれば、市町村の作業はなくなり、排出事業者責任の下で行わせることができる。一般廃棄物の処理料金は市町村の定める額が上限とされるが、その額では処分できない廃棄物も産業廃棄物とすれば処理費の制限をなくすことができる。

よって、排出事業者が産業廃棄物にしたいと思ったごみ（一般廃棄物）は産業廃棄物にできるとする。

ただし、都道府県は、地域内のどれが産業廃棄物になるかを把握しておく必要があるので、排出事業者に委託契約前に、都道府県に（処分先が発生地の都道府県外の場合は処分先の都道府県にも）通知させるようにする。市町村は作業を伴わないし、産業廃棄物となって都道府県の管轄になるのだから、市町村への通知は不要である。

○収集運搬（保管積替えを除く）業許可は、一つの都道府県知事許可で足りるとする。

本社の所在する都道府県知事の許可を受けていれば、東京都知事の許可もあるとみなす。

（全国的な制度とするときには、全国の他の都道府県知事の許可もあるとみなす。ただし、地域の事情から自分の都道府県で許可が必要と考える都道府県知事は政令で列挙して、その都道府県ごとの許可にすることも可能とする。）

自動車の運転免許は、一の都道府県公安委員会で取得すれば、全国で運転することができる。産業廃棄物収集運搬業の許可もこのようにする。

産業廃棄物収集運搬業の許可基準は全国で共通であり、保管積替え施設を伴わなければ、どこで取得しようとも審査内容に変わりはない。その同じ審査を何度も繰り返すのは、申請者側にとっても審査側（都道府県）にとっても無駄な作業になる。

一の都道府県知事許可が全国の他の知事許可でもあるとしておけば、法令違反の行為があったときは、その違反を知った都道府県知事が許可を取り消すことができる。

大臣許可ではないから、環境省の事務量は増えず国家公務員を増やす必要はない。

○東京都（都道府県）は、上記のようにしたことによる許可審査事務量の減で浮いた時間を、処分業者の立入検査に充てる。その立入検査結果をＨＰで公表する。こうすれば、同一の処分業者に各々の排出事業者が現地確認をするという重複行為を不要にできる。

収集運搬業の許可件数は、全許可件数の大半を占める。上記方法にすれば、各都道府県でその審査に要する人員を大幅に削減できる。

東京都の場合、収運業（保積除く）許可件数 15,000：保積業・処分業許可件数 1,000
上記１件当たり許可事務量比率１：１０とすると、
許可合計事務量比率は３：２となり、
審査係１５人の配分は９人：６人となる。

都内本社比率や一業者の複数県許可取得数から考え、一県許可で有効とすると、収運業（保積除く）許可に必要な職員は半分程度の５人で足りる。よって、４人は、他の業務への転換が可能。

この削減できる職員を、許可した処分業者への立入検査や排出事業者指導に回す。

立入検査をしたときは、立入検査記録簿を作成し速やかにＨＰで公表する。検査項目は排出事業者が行う現地確認時の確認項目を超えるものである。立入検査の結果、法令違反ではないが、改善すべき事項があったときは、それを記録簿に記載・公表し、その後その処分業者が改善した結果に講評をつけて公表する。

排出事業者が、それまでの間にその処分業者に処理を委託する際には、改善すべき事項に注意を払って処分業者の業務を確認すればよい。

○排出事業者責任の履行は次の３つで足りるとする。

産業廃棄物の不適正処理事件があると必ず、排出事業者責任を強化しなければならないという。不法投棄の半数は、排出事業者が原因だから排出事業者責任を強化すべきという。処理業者による横流し事件が起きると排出事業者による現地確認が甘いから排出事業者責任をより強化すべきという。

たしかに、現在の法体系は、排出事業者が自ら処理しなければならず、自らできないときに許可業者に委託するとなっているし、汚染原因者負担の原則から排出事業者が責任を負うことに異議を挟むことはない。

しかし、日本国内にどれだけの排出事業者がいるのか、事業活動を行う者は数百万社いる。都内だけでも数十万社が産業廃棄物を排出する。これらすべての排出事業者に、極めて複雑で、分かりにくく、義務の多い規定をすべて理解させ確実に実行させることが果たしてできるのだろうか。

実際の大半の処理は、排出事業者ではなく、専門家である産業廃棄物許可業者が行っているのであるから、専門家である処理業者に任せるものは任せるべきである。

排出事業者責任は基本である。だが、現実的かつ確実性を求めていけば、排出事業者が行うべき義務は、次の３つに絞られると考える。

一　優良で先進的な産業廃棄物処理業者を選択し、その業者に委託する。
二　適正な処理料金を支払う。
三　産業廃棄物を処理するために必要になる性状や危険性に関して、排出事業者が知りえる情報を処理業者にＷＤＳとして提供する。

これ以上のこと、たとえば、排出事業者による一回ごとのマニフェストの交付や処理業者への現地確認は、優良で先進的な処理業者に委託した場合には、不要とする。

○優良で先進的な処理業者に委託する。

優良でレベルの高い先進的な処理業者とは、

一　マニフェストの追跡システムに代わるものとして運搬車両にドライブレコーダー、ＧＰＳなどを標準装備している。処分施設内での主要なポイントでの録画・保存を標準とするなど、一連の行程管理措置を講じている。
二　事故等に備えて、保険に加入するか、緊急処理用の積立金を積み立てている。
三　従業員の人材育成、レベルアップに積極的に取り組んでいる。
四　排出事業者に対して、廃棄物の性状等に応じた分別・梱包・３Ｒ方法について、技術的・専門的観点から指示・提案できる。

優良で先進的な処理業者を育てるためには、優良・先進レベルを明確にして許可基準を厳しくし、それに適合すべき人材や会社組織となるための研修、資格取得制度を設ける。

このように、優良でレベルの高い先進的な処理業者になるためにはお金がかかる。
その金は処理料金として排出事業者から受け取る必要がある。

一方、優良で先進的な処理業者に委託すれば、排出事業者の確認業務が減る、事故時の対応等が軽減されるなどから排出事業者自身の負担が減るので、その分を処理業者への処理委託費として支払うことにする。

最後に、法律の規定の仕方について、一言申し上げる。

○法律の規定の順番は、産業廃棄物を先にする。

現行の廃棄物処理法は、一般廃棄物に関する規定が先に書かれ、産業廃棄物に関する規定が後の条にでてくる。一般廃棄物に関する処理基準が先で、産業廃棄物の処理基準ではそれを引用しているため、全く読みにくい。

産業廃棄物の処理のために法律を読む人が圧倒的に多いから、その人たちが読みやすいようにすべきである。法律の利用頻度に合わせた記述順にすべきである。

また、産業廃棄物以外が一般廃棄物だから、産業廃棄物の規定が先であるべきである。

よって、産業廃棄物に関する規定を先に書くようにする。こうすれば、読みやすくなり、理解度が深まり、法律を使用する人の負荷が減る。

講師余談・古代史散歩

入り婿の継体大王、死亡時も墓も謎？

継体大王の即位　地方豪族から大王となった継体は、抵抗勢力がいたものの武力鎮圧によって大王になったわけではない。入り婿を条件として、ヤマト王権の有力豪族の擁立を受けて大王として即位している。今、天皇の生前退位が話題となっているが、当時の大王即位はどうなっていただろうか。5 世紀後半の雄略（倭王武）朝から 6 世紀前半の継体・欽明朝にかけての時期に整備された大王の即位式からみてみる。

まず、治天下の大王は、群臣の推戴を受けなければならない。これを式の形に現したのが群臣から新大王へのレガリア（王位を象徴する宝器）の献上だ。継体の場合、大連の大伴金村が群臣にヲホド王の即位を諮って、みなの賛同を得たので越の国に迎えに行ったという。儀式では群臣の代表が「鏡」と「剣」を献上する。「玉」が加わり、いわゆる「三種の神器」となるのは奈良時代になってからだ。

即位は新社長選びと同じ？　即位に群臣の推戴が必要だということは、大王が自分の意志だけで後継者を決められないということで、譲位ということも考えられなかった。この時代は即位すれば終身大王だったのだ。後継者を自分で選べてはじめて譲位できるが、それは大化の改新までまたなければならない。会社でいえば、いくらオーナーだからといって身内から好き勝手に後継社長は選べず、群臣ともいえる役員達の支持がなければ後継社長になれないとするのと同じで、合理性があるのではないか。

即位式では壇が設けられ、そこに新大王が昇って即位し、壇が築かれた場所が宮に定められる。そして、新大王は改めて大臣・大連・臣・連などの任命を行う。新大王が、推戴をした群臣の地位を承認するということだ。承認されなければ留任はない。大王の即位式は、大王と群臣の地位が相互に承認される重要な場であり、大王と群臣の直接的な結びつきがあってこそのものだった。後継社長が新体制を支える役員一同との信頼関係をまず第一に考える日本的経営の古の形といえようか。

入り婿大王が天皇家の祖に　507 年に即した継体大王は、抵抗勢力が存在する中で、着々と統治の実績をあげていった。課題であった朝鮮半島諸国との外交では、百済と同盟するみちを採り、高句麗や新羅の圧力を受けた百済からの要請を受けて援軍の派遣を繰り返し、その見返りに、半島からの先進技術・文化の摂取・導入に努め列島の発展を図った。また、晩年には、古代史上名高い「磐井の乱」が起きたが、大伴金村や物部麁鹿火を将軍として差し向け鎮圧に成功している。

こうして、継体大王が政治的にも軍事的にも力量を備えた人物であり、積極性に富み広く人望を集めていた大王と評価されるに至る。継体大王以降の大王家（天皇家）の系譜は確かであり、その王統は現天皇家にまで続くことになる。

「辛亥の変」はあったか？　それまで王位継承者（多くは兄弟）間での争いが絶えなかったことから、継体大王は、兄弟間の争いがない、より安定的な王位継承の枠組みを作ろうとした。それが「大兄」制度といわれるものだ。後の大王たりうべき出生身分の人の長子を意味するもので、継体の大王即位前の正妻・目子媛が産んだ長子・「勾大兄」が最初の大兄で、安閑大王（天皇）となる。

ところが、継体大王について大きな謎が生ずる。継体の没年については日本書紀・古事記・その他の資料から 527 年・531 年・534 年と説が分かれ、531 年（辛亥＝継体 25 年）に天皇・太子・皇子がともに亡くなったとする記事もある。このことから政変があったとする有力説があり、これを「辛亥の変」と呼ぶ。

日本書紀本文では継体の後、安閑、宣化と短期の大王が続き、欽明大王へとつながる。安閑と宣化は尾張出身の目子媛の子で、欽明は皇后の手白香皇女の子だ。そこで、継体の没後、安閑・宣化の勢力と欽明を押す勢力との二朝並立の時期があったとの見方が生まれる。さらに、内乱があったという学者もいる。

しかし、安閑・宣化は早く生まれ、継体が即位したときには既に成人しており、高齢で大王位を引き継いだため各々短期で没している。ところが、即位後に生まれた欽明は、毛並みは申し分ないが若年ですぐには大王位に就けなかったと考えられる。そこで、安閑・宣化と二代の中継ぎの後、満を持して大王位を継承したとみるべきで、二朝並立も内乱もなかったと考えたい。

真相は継体の墓が語る　現在宮内庁は、継体大王（天皇）陵を、大阪府の三島古墳群中の太田茶臼山古墳（茨木市；墳長約 226㍍）と定めているが、学界は、真の継体陵は同古墳群中の今城塚古墳（高槻市；墳長約 190㍍）であるとし、築造年代からみても 5 世紀中頃の太田茶臼山古墳は時代が古すぎ間違いだという。6 世紀前半の今城塚古墳は時代が合い、発掘結果からも間違いなく確定済みだろう。

とりわけ二重周濠の北側の内提中央の張り出し部分から、目を見張る埴輪祭祀場が発見されており、壮大な葬送儀礼が厳粛に行われたとみられる。継体の没後に争乱があったとは考えにくいと、継体の墓は語っているのだ（参考図参照）。

ところで、不思議なことに皇后の手白香皇女の墓も、宮内庁の定めている衾田古墳は間違いで、正しいのは西山塚古墳（奈良県天理市）だとされている。夫の墓は元々の勢力範囲であった淀川水系に築造されているが、妻の墓は、ヤマト王権の血統を引くものとして、ヤマト王権発祥の地で 2 ～ 3 世紀前に築造されたオオヤマト古墳群の中にある。皇后を通じて王統が保たれていることを強く主張するかのように。古代史には本当にロマンがある！

（古川　芳久）

＊『ヤマト王権』吉村武彦（2010 年 岩波新書・シリーズ日本古代史②）
＊『継体天皇』篠川賢（2016 年吉川弘文館・人物叢書）

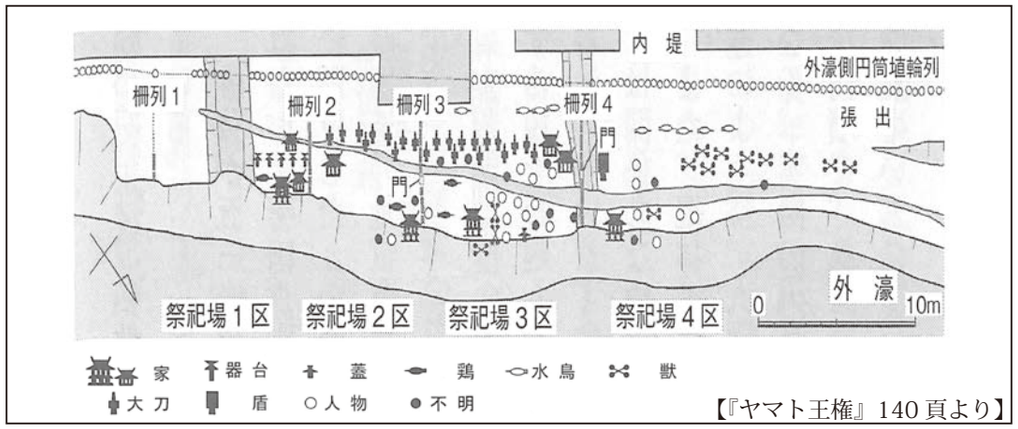

【『ヤマト王権』140 頁より】

法律相談

弁　護　士
芝 田 麻 里

旧建物の基礎の放置は不法投棄に当たる？

Q　私の会社（A社）は、中間処理を営んでいる会社です。先日、もと工場の敷地となっていた土地を購入し、あらたに建物を建てようと考えていたのですが、建物の基礎工事をするために土地を掘り起こしていたところ、旧建物の基礎が見つかったのです。基礎が残っているとは聞いていなかったので、土地の売主（B社）に基礎の撤去を行うように頼んだのですが、B社は当社の負担で基礎の撤去を行うように言ってきました。

基礎は相当頑丈に作られていて、撤去には新たに重機を入れなければならないなど、相当の手間と費用がかかりそうです。当社の建物の建設にはこの基礎を利用することはできないのですが、どうせその上に建物を建ててしまうのだから、いっそ旧建物の基礎はそのまま残しておいて新建物を建築してしまおうかとも考えているのですが、廃棄物処理法上何か問題はあるでしょうか（Q．1）。

また、基礎を当社において撤去するとして、その費用をB社に請求することはできないのでしょうか（Q．2）。

Q．1　旧建物の基礎をそのまま残して、その上に新建物を建築することは廃棄物処理法上問題があるか。

A．　不法投棄に該当する可能性がある。

解　説

(1) 問題の所在

旧建物の所有者は旧建物の基礎を不要な物と考え、放置してしまったとも考えられますので、「廃棄物」（廃棄物処理法第２条第１項）に該当する可能性があります。そして、これを地中に放置する行為は「不法投棄」（廃棄物処理法第１６条、第２５条第１項第１４項）に該当する可能性があります。よって、旧建物の所有者は不法投棄をしたことになる可能性があります。

問題は、地中に旧建物の基礎が埋まっていることを知らずに土地を購入した者が建物を建築する際に、旧建物の基礎を発見したとき、この旧建物の基礎を地中に放置したままその上に新建物を建築することが不法投棄に当たる可能性がある点です。

(2) 新所有者は悪くない？

この点、土地の新所有者は、地中に廃棄物が埋まっていることを知らずに土地を買い受けたのであり、廃棄物についてもともと処理責任を負っている者ではありません。「地中にたまたま廃棄物が埋まっているのを発見したからといってその廃棄物を処理する責任を負わされるとすればたまったものではない。」と考えると、土地の新所有者は当該廃棄物の処理責任を負わず、これを地中に放置したとしても不法投棄には該当しない、といえそうです。

(3) 法律の考え方

しかし、権利と義務は表裏一体のものと考えられており、土地を購入した者は、土地を購入したことによって、その土地の所有者として、その土地に対する権利を取得すると同時に、土地の属性についても責任を負うことになると解されます。すなわち、土地の長所とともに短所も引き継ぐことになります。

そこで、土地の新所有者は、当該土地に廃棄物が不法に投棄されていることを発見した場合には、土地所有者としての責任に基づき廃棄物を処理する責任を負うということになり、この責任を果たさず、発見した廃棄物を再度、地中に放置することは不法投棄に該当する可能性があります。

したがって、土地の新所有者が、地中に埋められた旧建物の基礎を発見した場合、この基礎を放置したまま新建物を建築することは、不法投棄に該当する可能性があります。

もっとも、旧建物の基礎を新建物の基礎として利用することができるなど、旧建物の基礎を残すことに合理的理由があり、かつ、旧建物の基礎を残したとしても生活環境保全上の支障が生じないと認められる場合においては、例外的に不法投棄が成立しない場合もあります。この場合、旧建物の基礎に利用価値が認められる限りにおいて「不要物」、すなわち、「廃棄物」とはいえなくなるためです。

なお、昭和 57 年 6 月 14 日付環産 21 疑義照会において、以下のような回答がなされています。

昭和５７年6月14日付環産２１　産業廃棄物対策室長通知

問 11　地下工作物が老朽化したのでこれを埋め殺すという計画を有している事業者がいる。この計画のままでは生活環境保全上の支障が想定されるが、いつの時点から（廃棄物処理）法の適用を受けるか。

答　地下工作物を埋め殺そうとする時点から法の適用を受ける。

(4) 本件の場合

本件の場合、旧建物の基礎は、新建物の基礎としては利用することができない、ということなので、廃棄物該当性を免れず、これを地中に放置することは不法投棄に該当する可能性があります。

Q．２　基礎が残されていることが判明していなかった場合、基礎の撤去費用を土地の売主（旧所有者）に請求できるか。

A．　できる。

解　説

(1) 基本は当事者の合意

基礎の撤去費用の負担者が誰か、については、基本的に当事者間の合意によることになります。

すなわち、土地売買契約の際に、地中の旧建物の基礎の撤去費用については売主である旧所有者が負担するのか、買主である新所有者が負担するのかを決定することになります。

(2) 撤去費用についての合意がなかった場合

ア　問題の所在

しかし、旧所有者が建物の基礎が残されていることについて買主に告げなかった、あるいは知らなかったなどの理由により、基礎の撤去費用の負担者についての合意がなかった場合、どちらが撤去費用を負担するのかが問題となります。

イ　旧所有者（売主）の言い分

この点、旧所有者の言い分としては、合意がなかった以上、現所有者が現土地に対する責任として、撤去費用を負担するべきであると主張することが考えられます。

ウ　法律の考え方（瑕疵担保責任）

しかし、地中に旧建物の基礎が残っている場合、土地を購入した者は、建物の建設に支障を来すなど、その土地の自由な使用を妨げられるのであり、その土地は、「土地として通常有すべき性質」を有しない、すなわち、通常の土地として使用しえない土地として、「瑕疵」（かし＝欠陥）のある土地といえます。

この場合において、土地の買主が地中に建物の基礎（障害物）が存在することを知らず、また、知らないことについて無理もないといえるような場合（取引通念上、通常の注意力をもってしては発見できないと認められる場合）、売主は、買主に対して「瑕疵担保責任」を負うとされています（民法５７０条）（東京地裁 H15.5.16、東京地裁 H17.4.22、東京地裁 H22.8.30、東京地裁 H26.11.17 等）。

その結果、土地の買主である新所有者は、地中の建物の基礎の撤去費用を売主に対して損害として賠償請求できるとされています（東京地裁 H17.4.22、東京地裁 H26.11.17 等）。

なお、この瑕疵担保責任は、土地の売主としての地位に基づく責任であり、売主の過失の有無を問いません。すなわち、売主が他人から土地を購入したものであり、地中に廃棄物が埋設されていることを過失なく知らなかったとしてもこの責任を免れません。

(3) 本件

本件の場合、本件土地の売主 B 社は買主 A 社に対して旧建物の基礎が地中に埋設されているとは告げていなかったとのことであり、地中に埋設物があるか否かについては埋設物の一部が表面に現れているなどの特段の事情がない限り、売主の申告がなければ知りえないことから、本件土地には「取引通念上、通常の注意力をもってしては発見できない」「瑕疵」があることになります。

そこで、A 社は B 社に対して、瑕疵担保責任を追及し、地中の基礎の撤去に要した費用を請求できることになります。

協会の主な今後の日程

（平成 29 年 1 月 6 日現在）

月	日	曜日	行　事　予　定	備　考
1	11	水	広報委員会　１０：００～	協会会議室
			常任理事会　１３：３０～／　第３３回理事会　１４：３０～	協会会議室
	13	金	全産廃連；理事会　14：30~17：30／新年賀詞交歓会　18：00~20：00	明治記念館（港区）
	16	月	採用支援 PT　１５：００～	協会会議室
	19	木	女性部　幹事会　１６：００～	外部会議室
	20	金	賛助会員説明会１５：３０～／新春講演会１６：１０～／賀詞交歓会 １８：００～	ホテル椿山荘東京（文京区）
	25	水	安全衛生推進委員会　１６：００～	協会会議室
	26	木	青年部　幹事会１３：００～／研修会・講演会１５：００～／賀詞交歓会１８：００～	協会会議室
	27	金	建設廃棄物委員会＝建設汚泥分科会　１５：００～	協会会議室
			医療廃棄物委員会　施設見学会	㈱日本シルバー　（目黒区）
2	3	金	全産廃連；　全国正会員事務局責任者会議	アジュール竹芝（港区）
			女性部「平成２８年度関東地域協議会女性部会交流会」 主催：千葉県女性部会	ベイサイドパーク迎賓館 千葉
	8	水	広報委員会　１０：００～	協会会議室
			平成２８年度第２回適正処理懇談会　１５：００～	外部会議室
	15	水	収集運搬委員会　１５：００～	協会会議室
	18	土	関東地域協議会女性部会　部会長会議　１１：３０～	外部会議室
	21	火	青年部　幹事会　１５：００～	協会会議室
	23	木	中間処理委員会　１５：００～	協会会議室
	24	金	全産廃連；　全国正会員会長・理事長会議　（関東地域開催）	明治記念館（港区）
			全産廃連 主催（当協会:協力機関）「産業廃棄物処理実務者研修会（東京会場）」	ベルサール西新宿
	28	火	平成２８年度第三回安全衛生研修会　１４：３０～１６：３０	エッサム本社ビル 3 階（神田須田町）

新入会員紹介

株式会社 アクセル

代表取締役　**原田 淳史**

賛助会員　法人向け通信サービス業

〒 171-0021　東京都豊島区西池袋２－１９－１６

☎ ０３（６８５７）２７８９

事務局だより

皆様、新年明けましておめでとうございます。

本年も事務局職員一同ご指導ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

新年最初の事務局だよりを担当いたします木島と申します。協会では主に、安全衛生推進委員会・法制度検討委員会・多摩支部を担当しております。昨年 12 月で、事務局に着任してから丸２年が経ちました。協会の業務や廃棄物について勉強をし、更なる成長を目指している最中です。事務局に後輩もできましたので、今までとは少し違った緊張感を持って日々業務に励んでおります。

昨年を振り返りますと、協会で様々な経験をすることができた１年でした。11 月 10 日～ 12 日に岡山県で実施した国内処理施設見学研修会及び全国大会に同行させていただく機会にも恵まれ、とても貴重な経験ができました。全国大会に出席した際には、他県協会の会員企業の方ともお話をさせていただくことができ、たくさんの刺激を受けました。この刺激を活力に変換して、仕事に邁進しています。

さて、新年は、必ず小さなことでも１年の目標を立てるようにしておりますが、昨年はプライベートで資格取得を目標に掲げました。その資格とは、動物取扱責任者の資格要件のひとつに当てはまる「愛玩動物飼養管理士」という資格です。動物関係法令や動物愛護運動史、保健衛生、公害問題、動物の疾病予防、管理士の社会活動、各種動物の飼養管理、犬猫のしつけ等の知識を体系的に習得・普及する指導員を養成するため、「愛玩動物飼養管理士」認定制度というものが設置されています。受講目的で一番多いのが「自分の飼っている動物について詳しく知りたい」という目的だそうです。私も自宅で猫を飼っており、動物が大好きなので、「好きこそ物の上手なれ」という言葉通り、大好きな動物について少しでも学びたいという気持ちと、将来猫カフェを開くかもしれない (!?) という淡い夢を実現させるための一歩として、資格取得を目指しました。大学を卒業して以来、試験勉強というものから離れていた為、いくら好きなことの勉強とはいえ、仕事後に一人でカフェで勉強している時は少ししんどいと感じることもありましたが、家に帰って大好きな猫が出迎えてくれるとそんな疲れも吹っ飛んで勉強を続けることができ、昨年 12 月、無事に認定試験に合格いたしました。修得した知識は、今後、ペットの飼育に活かしていくことはもちろんのこと、動物愛護週間行事等に参加し、ボランティア活動の場でも活かしていきたいと考えております。

今年の目標は、まだ心に秘めておこうと思いますが、動物の勉強だけでなく、廃棄物についても今まで以上にしっかりと学び、協会運営、会員企業の皆様のお役に立てたらと思っています。重ねてのご指導ご鞭撻をお願いいたしまして、新年にあたってのご挨拶といたします。　（木島）

編集後記

新年あけましておめでとうございます。今年は十干十二支では丁酉（ひのととり）です。干支については色々な説がありますが、語呂合わせでしょうか、「とりこむ」ことの出来る年、これまでの準備が成就する年となると解釈すべきでしょうか。何れにしろ、皆様はそれぞれに良き年を迎えられたことと存じます。

丁度、一年前、この編集後記に法改正の年と記しましたが、本格的な改正の年は、今年となっています。広報委員会としては、いつも申し上げていますように、本件にかかわる情報を速やかに皆様へ伝えて参ります。法制度の改正点の理解を怠ると、とんでもないことになる可能性もございます。どうか、情報収集と理解に努めて下さい。

近年の冬は、ことさら寒く感じるのは、齢を重ねてきた小生だけでしょうか。地球温暖化は平均気温という面では上昇傾向にあることは報道されている通りです。しかし、寒暖の差という面からは大きくなってきているようです。そうしたことが、春と秋の期間が短くなっていると感じることの要因かもしれません。温暖化防止については、賛否という点では防止することに賛成が圧倒的多数と想っています。当業界に対しても関係方面から、対策への参加要請、各種の助成制度もございます。どうか、今年は皆様の日常生活も含めて、温暖化防止について考え、実践していただければ幸いです。

まもなく、協会の新年度の予算が決定される予定です。毎年、正会員数の微減、紙マニフェストの頒布の減少と収支が厳しい状況となっています。そのなかで一般社団法人としての役割を十二分に理解しつつ、業界及び、そこに集う皆様の繁栄に向けての施策が実行できる予算となることと想っています。

広報委員会では、その役割を広報委員一同が理解した上で、今年も活動して参ります。どうか、引き続きのご支援をお願い申し上げます。

（乙顔）

とうきょうさんぱい

第 33 巻 第 10 号　通 巻 第 317 号

平成 29 年 1 月 10 日発行

発 行 人　高　橋　俊　美

企画・編集　広　報　委　員　会

発　　行　一般社団法人東京都産業廃棄物協会

〒 101 － 0047
東京都千代田区内神田 1 － 9 － 13
柿沼ビル 7F
TEL　03（5283）5455（代表）
FAX　03（5283）5592
http://www.tosankyo.or.jp
E-mail;info@tosankyo.or.jp

謹賀新年

2017年　元旦

会　長
高俊興業㈱
代表取締役会長　高　橋　俊　美
東京都中野区新井1－11－2
電話03－3389－8111

副会長
㈱三凌商事
代表取締役社長　赤　石　賢　治
東京都町田市木曽東1－34－6
電話042－726－2647

副会長
㈱京葉興業
代表取締役　鈴　木　宏　和
東京都江戸川区篠崎町1－2－6
電話03－3678－0111

副会長
加藤商事㈱
代表取締役社長　加　藤　宣　行
東京都東村山市恩多町1－12－3
電話042－392－1001

常任理事
㈱東亜オイル興業所
代表取締役　碩　　孝　光
千葉県八千代市上高野1728－5
電話047－485－7189

常任理事
㈱五十嵐商会
代表取締役　五　十　嵐　和　代
東京都練馬区三原台2－1－27
電話03－3922－7547

常任理事
成友興業㈱
代表取締役　細　沼　順　人
東京都あきる野市草花1141－1
電話042－558－4111

理事
白井エコセンター㈱
代表取締役　白　井　　徹
東京都足立区入谷5－16－28
電話03－3897－1327

理事
比留間運送㈱
代表取締役　比　留　間　久　仁　男
東京都武蔵村山市中央2－133－1
電話042－565－1336

理事
大谷清運㈱
代表取締役　二　木　玲　子
東京都葛飾区水元1－3－13
電話03－3600－5561

理事
相田化学工業㈱
代表取締役　相　田　英　則
東京都府中市南町6－15－13
電話042－368－6311

理事
東京ボード工業㈱
代表取締役社長　井　上　弘　之
東京都江東区新木場2－11－1
電話03－3522－4139

謹賀新年

2017年　元旦

理　事
㈱都市環境エンジニアリング
代表取締役社長　伊　藤　憲　男
東京都江東区木場5－6－35
電話03－5639－0740

監　事
㈱太陽油化
代表取締役　石　田　太　平
東京都板橋区三園2－12－2
電話03－3938－0022

監　事
㈱東京スタンドサービス
代表取締役　有　吉　嘉　一　郎
東京都三鷹市新川2－14－25
電話0422－46－2494

正会員
㈲青木建材
代表取締役　青　木　早　苗
神奈川県川崎市宮前区南平台8－29
電話044－976－2001

正会員
㈱アクアホーム
代表取締役　安　保　貴　史
東京都武蔵野市吉祥寺本町1－10－7
電話0422－27－6279

正会員
㈱朝田商会
代表取締役　真　田　一　伸
東京都千代田区丸の内3－4－1
電話03－3213－9451

正会員
㈲アーク
代表取締役　志　賀　教　夫
東京都足立区西竹の塚1－12－14 IKOビル3F
電話03－5647－6693

正会員
㈱アサヒ開発
代表取締役　内　藤　利　永　子
神奈川県横浜市瀬谷区二ツ橋町381－1
電話045－369－7751

正会員
アースサポート㈱
代表取締役　尾　崎　俊　也
東京都港区赤坂4－4－14 未来環境創造ビル3F
電話03－6441－2900

正会員
㈱旭商会
代表取締役　根　本　敏　子
神奈川県相模原市緑区下九沢2096－1
電話042－771－3558

正会員
㈱アーバンサービス
代表取締役社長　松　本　亮　治
神奈川県横浜市中区新山下3－7－24
電話045－628－7888

正会員
アトラス商事㈱
代表取締役　上　田　　淳
神奈川県川崎市宮前区宮崎2－7－43
エスティー宮崎台1F
電話044－750－9295

謹賀新年

2017年　元旦

正　会　員
㈲ アベマキ
代表取締役　阿　部　真　樹
東京都足立区東和２－２４－１７
電　話　０３－５６９７－６６４２

正　会　員
㈱ ウチダ
代表取締役会長　内　田　一　二　三
埼玉県ふじみ野市駒林１８
電　話　０４９－２６３－９７７７

正　会　員
有明興業㈱
代表取締役　松　岡　和　人
東京都江東区若洲２－８－２５
電　話　０３－３５２２－１９１１

正　会　員
浦野産業㈱
代表取締役　浦　野　知　昭
東京都あきる野市草花７２０－８
電　話　０４２－５５８－９５６３

正　会　員
㈱ アンカーネットワークサービス
代表取締役　碇　　隆　司
東京都葛飾区新宿３－９－１５
電　話　０３－３６００－５８７３

正　会　員
栄和清運㈱
代表取締役　花　形　匡　晃
東京都杉並区堀ノ内２－１１－３２
電　話　０３－３３１７－２２８１

正　会　員
㈱ ＩＳＨＩＤＡ
代表取締役　石　田　洋　平
埼玉県川口市八幡木３－１６－７
電　話　０４８－２８４－３８６４

正　会　員
栄和リサイクル㈱
代表取締役　金　城　虎　一
東京都新宿区西早稲田２－９－１６
東急ドエルアルス早稲田２Ｆ
電　話　０３－５２７３－４４４６

正　会　員
㈱ 市川環境エンジニアリング
代表取締役社長　石　井　邦　夫
東京都中央区新川２－９－９ＳＨビル４Ｆ
電　話　０３－５５４０－４２２０

正　会　員
エコシステムジャパン㈱
代表取締役　石　川　統　一
東京都千代田区外神田４－１４－１
電　話　０３－６８４７－７０１０

正　会　員
㈱ 一不二総業
代表取締役　齋　藤　和　行
東京都千代田区九段南４－２－９
シルキーハイツ九段南７０１
電　話　０３－５２２６－５０５７

正　会　員
㈱ エコ・ファクトリー
代表取締役　有　田　一　成
東京都稲城市大丸１４３４－３
電　話　０４２－３７９－００１３

謹賀新年

2017年　元旦

正　会　員
㈱ エコワスプラント
代表取締役　浅　尾　洋　和
東京都西多摩郡日の出町平井３４－１
電　話　０４２－５８８－００７２

正　会　員
㈱ 大空リサイクルセンター
代表取締役　宇　留　野　利　彦
東京都武蔵村山市伊奈平５－４３－６
電　話　０４２－５６０－５７１７

正　会　員
㈱ エバーグリーンライン
代表取締役　比　嘉　良　弘
神奈川県川崎市川崎区貝塚１－１－５
電　話　０４４－２２１－６５７０

正　会　員
太田商事㈱
代表取締役　太　田　敦　子
東京都府中市四谷５－１３－１４
電　話　０４２－３６８－３８００

正　会　員
恵比寿産業㈱
代表取締役　梁　　川　　哲
東京都八王子市東中野４８０－２
電　話　０４２－６７６－６０００

正　会　員
㈱ オネスト
代表取締役　山　本　正　直
東京都江東区新木場４－３－２６
電　話　０３－３５２２－５３００

正　会　員
㈱ 遠藤商会
代表取締役　遠　藤　孝　一
埼玉県川越市大字下赤坂６２７－７
電　話　０４２－３４４－５９５７

正　会　員
㈱ 小野組
代表取締役　小　野　　誠
東京都江戸川区東小松川３－２６－７
電　話　０３－３６５４－７３６７

正　会　員
オーエム通商㈱
代表取締役　岡　村　睦　夫
東京都八王子市小津町１０６－１
電　話　０４２－６５１－２７１７

正　会　員
鹿島環境エンジニアリング㈱
代表取締役社長　池　田　　豊
東京都港区元赤坂１－５－３１ 新井ビル６Ｆ
電　話　０３－３７４６－７６８１

正　会　員
大久保興業㈱
代表取締役　大　久　保　　憲
東京都府中市天神町３－１１－１
電　話　０４２－３３５－４５８８

正　会　員
㈱ 加藤商事
代表取締役　加　藤　　敬
東京都狛江市東野川２－１４－２
電　話　０３－３４８０－５１１１

謹賀新年

2017年　元旦

正　会　員
㈲ 金井商会
代表取締役　横　山　　茂
東京都町田市金井町２５６３
電　話　０４２－７３５－５６７７

正　会　員
㈱ 環境システムサービス
代表取締役　加　藤　慎　次　郎
東京都八王子市横川町１０７６
電　話　０４２－６２５－８１２０

正　会　員
㈱ 要興業
代表取締役　藤　居　秀　三
東京都豊島区池袋２－１４－８ 池袋NSビル
電　話　０３－３９８６－５３４１

正　会　員
㈱ 環境テコム
代表取締役　高　橋　俊　夫
東京都板橋区仲宿２７－３
電　話　０３－５９４３－２０２０

正　会　員
㈱ カネテツ
代表取締役　阿　部　正　二
東京都足立区入谷９－５－１０
電　話　０３－３８９９－１１００

正　会　員
㈱ 木下フレンド
代表取締役　木　下　公　次
埼玉県所沢市東所沢和田３－１－１０
電　話　０４－２９４４－３７３７

正　会　員
㈱ 川上商店
代表取締役社長　有　田　一　成
東京都稲城市大丸１４６２－２
電　話　０４２－３７９－００１１

正　会　員
㈱ 共同土木
代表取締役　岡　林　靖　幸
埼玉県上尾市原新町２６－１
電　話　０４８－７７１－７９７３

正　会　員
㈱ カワサキ商会
代表取締役　川　﨑　秀　樹
千葉県市川市日之出２１－１－６４３
電　話　０４７－３６９－６１２６

正　会　員
㈱ キョクジュウ
代表取締役　引　地　剛　之
埼玉県川口市戸塚３－２６－２０
電　話　０４８－２９０－５５１０

正　会　員
㈱ 環境技研
代表取締役　能　登　祥　文
東京都板橋区板橋４－１２－１７
電　話　０３－３９６２－１７７１

正　会　員
㈱ キンセイ
代表取締役　宇　田　川　幸　彦
東京都新宿区上落合３－２３－１２
電　話　０３－３３６１－５６７５

謹賀新年

2017年　元旦

正　会　員
㈱ クマクラ
代表取締役社長　熊　倉　　毅
埼玉県新座市畑中３－１－５
電　話　０４８－４７９－０３９１

正　会　員
㈱ 敬隣舎
代表取締役　鈴　木　と　も　子
東京都板橋区小茂根４－２－１
電　話　０３－３９５８－０５０１

正　会　員
クリーンサービス㈱
代表取締役　佐　藤　高　紀
東京都清瀬市旭が丘２－３３６－１
電　話　０４２－４９１－９８８８

正　会　員
㈱ 小池建材
代表取締役　木　村　芳　信
東京都八王子市大谷町４８１
電　話　０４２－６６０－０５１５

正　会　員
㈱ クリエイト
代表取締役　吉　田　き　く　江
埼玉県久喜市間鎌３１４－１
電　話　０４８０－５２－７８３１

正　会　員
㈱ 工　運
代表取締役　高　橋　雄　一
東京都大田区矢口１－２５－１６
電　話　０３－３７５９－７２１１

正　会　員
㈱ クレハ環境
代表取締役社長　名　武　克　泰
福島県いわき市錦町四反田３０番地
電　話　０２４６－６３－１２３１

正　会　員
㈱ 光洲産業
代表取締役　光　田　栄　吉
神奈川県川崎市高津区久地４－１０－１１
電　話　０４４－８２２－０７９５

正　会　員
㈱ グローブ産業
代表取締役　砂　本　一　也
東京都足立区鹿浜７－１２－４
電　話　０３－５８３８－０８１８

正　会　員
甲陽興産㈱
代表取締役　北　角　治　太
東京都千代田区内神田２－１１－６ 共同ビル（内神田）７F
電　話　０３－６２０６－０５３３

正　会　員
㈱ ケイ・エム環境
代表取締役　宮　田　仁　史
埼玉県三郷市前間１４０－２
電　話　０４８－９５８－３９３８

正　会　員
㈱ コーエイクリーン
代表取締役　瀧　澤　　壽
埼玉県八潮市大字木曽根字上５４６－１
電　話　０４８－９９４－１１５３

謹賀新年

2017年　元旦

正　会　員
コスモ理研㈱
代表取締役　山　中　正　昭
東京都台東区柳橋1－14－6
電　話　03－5820－1229

正　会　員
栄運輸㈱
代表取締役　鈴　木　尚　紀
東京都葛飾区水元1－22－56
電　話　03－3609－2840

正　会　員
小林運輸 株式会社
代表取締役社長　木　内　一　宏
埼玉県戸田市新曽南3－8－8
電　話　048－445－9811

正　会　員
栄鉄鋼商事㈱
代表取締役　江　井　　弘
東京都足立区梅島2－18－5
電　話　03－3887－0750

正　会　員
㈱こばやし産業
代表取締役　小　林　大　丈
埼玉県朝霞市上内間木317－5
電　話　048－456－1151

正　会　員
㈲榊原商店
代表取締役　榊　原　勝　男
茨城県潮来市潮来7166
電　話　0299－63－1726

正　会　員
㈱駒　形
代表取締役　黛　　亙
東京都中央区日本橋箱崎町3－12
電　話　03－3249－2711

正　会　員
㈱完山金属
代表取締役　完　山　一　範
東京都八王子市館町468－2
電　話　042－661－4408

正　会　員
㈱小見山商事
代表取締役　小　見　山　銀　蔵
埼玉県狭山市広瀬台2－7－3
電　話　04－2953－8841

正　会　員
三英オフィスサービス㈱
代表取締役社長　神　山　快　三
東京都千代田区神田錦町1－1－6
神田錦町ビル5F
電　話　03－3295－0404

正　会　員
㈲権田商事
代表取締役　権　田　秀　之
東京都大田区羽田4－10－6
電　話　03－3743－4052

正　会　員
三東運輸㈱
代表取締役　田　口　勝　久
東京都江戸川区篠崎町3－12－6
電　話　03－3670－3101

謹賀新年

2017年　元旦

正　会　員
㈱ジーエムエス
代表取締役　瀧　澤　　陵
東京都中央区日本橋人形町3－10－1
かしきち人形町ビル6F
電　話　03－5643－0640

正　会　員
㈱昌和プラント
代表取締役　廣　木　直　江
本　社　神奈川県横浜市中区万代町2－3－1
電　話　045－681－9027
厚木工場　神奈川県愛甲郡愛川町中津6957
電　話　046－285－8111

正　会　員
ＪＸ金属商㈱
代表取締役社長　松　浦　明　一　郎
東京都中央区日本橋3－2－5
電　話　03－3241－4481

正　会　員
白井運輸㈱
代表取締役　白　井　　護
東京都足立区鹿浜3－28－7
電　話　03－3897－1331

正　会　員
ＪＦＥ環境㈱
代表取締役　櫻　井　雅　昭
神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番地1
電　話　045－505－7949

正　会　員
㈱新木場物流
代表取締役　井　手　口　裕　彦
東京都江東区新木場1－14－3
電　話　03－3522－1110

正　会　員
志賀興業㈱
代表取締役　伊　藤　惣　一
東京都三鷹市新川4－1－11
電　話　0422－47－1414

正　会　員
㈱シンシア
代表取締役社長　松　坂　幸　洋
東京都品川区南大井6－26－3
大森ベルポートD館6F
電　話　03－3764－5300

正　会　員
シグマテック 株式会社
代表取締役　深　江　伯　史
東京都中央区日本橋富沢町5－4
電　話　03－5651－2201

正　会　員
㈲新城重機
代表取締役　新　城　敬　太
東京都武蔵村山市伊奈平1－59－1
電　話　042－520－7245

正　会　員
品川運輸㈱
代表取締役　毛　塚　久　恵
東京都品川区東大井2－1－8
電　話　03－3761－0165

正　会　員
新和環境㈱
代表取締役　青　木　　浩
東京都新宿区西早稲田2－21－12
電　話　03－3208－5047

謹賀新年

2017年　元旦

正　会　員
㈱ スイーピングサービス
代表取締役　田　邉　昌　志
東京都あきる野市瀬戸岡３６０－１
電　話　０４２－５９７－６１１１

正　会　員
㈱ 第一建設
代表取締役　松　本　秀　昭
東京都福生市大字熊川１４３８－１０
電　話　０４２－５５２－３０２１

正　会　員
㈲ 菅原商事
代表取締役　熊　山　香　寿　代
東京都江戸川区松江７－３３－９
電　話　０３－３６５６－６２６０

正　会　員
㈱ 第一サービスソリューションズ
代表取締役　田　之　上　俊　朗
東京都港区西新橋１－６－１３ 柏屋ビル
電　話　０３－３５０４－８５０１
（中間処分場）埼玉県さいたま市岩槻区谷下156－1

正　会　員
㈲ スリーシープランニング
代表取締役　山　下　智　栄　子
東京都品川区南品川３－６－３１
電　話　０３－５７６９－０１５７

正　会　員
第一輸送㈱
代表取締役　篠　原　周　治
東京都足立区加賀１－１２－９
電　話　０３－３８５５－０１８８

正　会　員
㈱ 全公研
代表取締役　松　田　義　隆
東京都江東区南砂１－６－１１
電　話　０３－３６４９－８０６１

正　会　員
大興運輸倉庫㈱
代表取締役　片　山　饒
東京都港区芝浦１－１３－１０
電　話　０３－３８６８－０２９１

正　会　員
仙台環境開発㈱
代表取締役　櫻　井　慶
（東京営業所）
東京都千代田区永田町２－９－８－６０４
電　話　０３－３５８０－１７１１

正　会　員
第三東海㈱
代表取締役　宇　田　川　稔　高
東京都千代田区神田神保町１－２
電　話　０３－３２９２－０１３５

正　会　員
総合商社 桂商店㈱
代表取締役　桂　義　雄
千葉県千葉市若葉区大宮町１９５９－２
電　話　０４３－２９２－５２０５

正　会　員
大生運輸㈱
代表取締役　大　屋　稔
東京都東久留米市中央町１－１－６
電　話　０４２－４７１－６１１１

謹賀新年

2017年　元旦

正　会　員
㈱ 大東運輸
代表取締役　小　林　剛　顕
東京都江東区新木場２－１４－１
電　話　０３－３５２１－７３１１

正　会　員
千代田鉱砕㈱
代表取締役　伊　藤　公　一
千葉県柏市風早２－３－６
電　話　０４－７１９２－２１５０

正　会　員
㈲ 髙　興
代表取締役　石　川　市　郎
東京都八王子市高月町５１５
電　話　０４２－６９１－１９１９

正　会　員
㈱ 司工業
代表取締役　波　田　哲　雄
東京都荒川区南千住６－４９－７
電　話　０３－３８０２－１４７６

正　会　員
㈱ 貴　藤
代表取締役　池　ノ　谷　新　吾
東京都昭島市拝島町３－７－２０
リバーサイド山崎２０１号
電　話　０４２－５４５－６０２７

正　会　員
都築鋼産㈱
代表取締役社長　都　築　基
東京都足立区新田１－１０－１９
電　話　０３－３９１４－８５１１

正　会　員
㈱ タカヤマ
代表取締役　斉　藤　吉　信
埼玉県所沢市南永井３７－９
電　話　０４－２９９３－１２１３

正　会　員
㈱ ティーエムハンズ
代表取締役　矢　野　晃　治
東京都国立市泉４－７－８
電　話　０４２－５７７－１７８９

正　会　員
㈱ タケエイ
代表取締役社長　山　口　仁　司
東京都港区芝公園２－４－１　Ａ－１０Ｆ
電　話　０３－６３６１－６８３０

正　会　員
ティー・ビー・ロジスティックス㈱
代表取締役　津　田　一　正
埼玉県八潮市大字浮塚１００番地
電　話　０４８－９９４－１３１１

正　会　員
㈱ 調布清掃
代表取締役　梶　原　良　介
東京都調布市深大寺東町５－８－１
電　話　０４２－４８５－１１６６

正　会　員
㈱ 東海運輸
代表取締役社長　宇　田　川　雅　弘
東京都品川区北品川５－８－３０
電　話　０３－３４４７－１３２１

謹賀新年

2017年　元旦

正　会　員
東京医療クリーン事業協同組合
代表理事　宮　田　喜　代　美
東京都豊島区西池袋２－２９－１９
電　話　０３－３５９０－８０００

正　会　員
東京エコリサイクル㈱
代表取締役　川　上　信　彦
東京都江東区若洲２－８－２１
電　話　０３－３５２２－６６９０

正　会　員
㈱東京クリアセンター
代表取締役社長　熊　木　浩
東京都千代田区永田町２－４－３
永田町ビル９Ｆ
電　話　０３－５１５７－１８８１

正　会　員
東京産資源㈱
代表取締役　村　上　清　一　郎
東京都江東区東砂５－１４－１７
電　話　０３－３６４５－６１３１

正　会　員
公益財団法人 東京都環境公社
理　事　長　影　山　竹　夫
東京都墨田区江東橋４－２６－５
東京トラフィック錦糸町ビル８Ｆ
電　話　０３－３６４４－２１８９

正　会　員
東京トリムテック㈱
代表取締役　最　上　修
東京都品川区西五反田１－２５－１
電　話　０３－３４９２－３４３０

正　会　員
㈲東京斫り
代表取締役　上　杉　大　樹
東京都江戸川区松江４－１７－３－３０７
電　話　０３－３６５２－５０４２

正　会　員
東京パワーテクノロジー㈱
代表取締役社長　原　英　雄
東京都江東区豊洲５－５－１３
電　話　０３－６３７２－７０００

正　会　員
東京レンダリング協同組合
代表理事　徳　田　昌　彦
東京都墨田区東墨田１－９－１
電　話　０３－３６１９－５５１６

正　会　員
東都運業㈱
代表取締役　酒　井　大　作
東京都葛飾区奥戸３－２３－２８
電　話　０３－３６９６－４６１１

正　会　員
㈱東武クリエイティブ
代表取締役社長　垣　入　淳　樹
東京都足立区西伊興２－２－２７
電　話　０３－３８９９－２２５１

正　会　員
㈱トーホークリーン
代表取締役　前　川　佑　子
東京都渋谷区東４－９－１８－２０４
電　話　０３－５４６６－８９２３

謹賀新年

2017年　元旦

正　会　員
㈱トキワ薬品化工
代表取締役　伊　丹　重　貴
神奈川県横浜市旭区上川井町３７６
電　話　０４５－９２１－３２６４

正　会　員
㈱トベ商事
代表取締役　戸　部　昇
東京都北区王子５－１０－１
電　話　０３－５９０２－３２０２

正　会　員
㈱トリデ
代表取締役社長　佐　藤　英　生
本　社　東京都府中市西原町４－１７－１５
事務所　東京都国立市谷保３１１６－１
電　話　０４２－５７６－９７５０

正　会　員
中野運輸㈱
代表取締役　松　原　軍　次
東京都中野区丸山１－２－１
電　話　０３－３３８７－４３５６

正　会　員
㈱中　村
代表取締役　戸　村　勝　秀
東京都杉並区上高井戸３－２－２３
電　話　０３－３３０２－５１５６

正　会　員
㈱ナンセイ
代表取締役　稲　福　誠
東京都江戸川区中葛西５－２０－７
電　話　０３－３８７７－５０２６

正　会　員
㈱西商店
代表取締役　西　義　雄
東京都大田区池上６－２８－５
電　話　０３－３７５４－２４４１

正　会　員
西東京医師協同組合
理　事　長　山之内　照　雄
東京都立川市柴崎町３－１６－１１
電　話　０４２－５２４－６４１１

正　会　員
日栄産業㈱
代表取締役社長　吉　本　花　子
東京都大田区京浜島３－５－２
電　話　０３－３７９０－７４００

正　会　員
日興サービス㈱
代表取締役　山　口　徹
埼玉県戸田市笹目北町１４－１９
電　話　０４８－４２１－９４３１

正　会　員
日盛運輸㈱
代表取締役社長　宇　田　川　幸　一
東京都江戸川区篠崎町３－１－１１
電　話　０３－３６７８－１１００

正　会　員
㈱日成ストマック・トーキョー
代表取締役　畠　山　秋　夫
東京都江戸川区東葛西３－１７－１５
電　話　０３－５６７６－０５５５

謹賀新年

2017年　元旦

正　会　員
日晴ビジネス㈱
代表取締役　小　松　原　栄　一
東京都文京区本郷５－２４－３
電　話　０３－５８００－２６２６

正　会　員
日本スタンド鉱油㈱
代表取締役　長　瀬　英　次
東京都葛飾区柴又６－３－６
電　話　０３－３６５０－９７６７

正　会　員
日東消毒㈱
代表取締役　弓　座　輝　明
千葉県木更津市八幡台２－２－１
電　話　０４３８－３７－３５９５

正　会　員
日本設備保全㈱
代表取締役　前　田　隆　幸
東京都稲城市坂浜１０２－５
電　話　０４２－３１３－８３００

正　会　員
日本衛生㈱
専務取締役　澤　谷　勇　一
東京都足立区入谷９－３０－１０
電　話　０３－３８５３－６０６１

正　会　員
日本トリート㈱
代表取締役　臼　井　淳　一　郎
東京都世田谷区上馬３－７－８
電　話　０３－３４２４－２０２０

正　会　員
日本環境㈱
東京都港区浜松町２－１－１６
浜松町北田ビル

正　会　員
日本メディカル・ウェイスト・マネジメント㈱
代表取締役　金　原　暁　治
東京都港区芝５－２９－１９旭ビル
電　話　０３－３７９８－４７０３

正　会　員
㈱日本協力
代表取締役会長　渡　辺　省　吾
代表取締役社長　川　上　和　章
東京都江東区潮見１－６－２
電　話　０３－３６４０－４７７７

正　会　員
野村興産㈱
代表取締役社長　藤　原　悌
東京都中央区日本橋堀留町２－１－３
ヤマトインターナショナル日本橋ビル
電　話　０３－５６９５－２５３０

正　会　員
㈱日本資材
代表取締役　木　藤　裕　幸
東京都大田区北馬込２－４３－５
電　話　０３－５７１８－０８００

正　会　員
バイオエナジー㈱
代表取締役　瀬　川　順　也
東京都中央区新川２－９－９
電　話　０３－５５４０－４２２５

謹賀新年

2017年　元旦

正　会　員
㈲八栄興業
代表取締役　鵜　家　き　よ
東京都西東京市芝久保町５－４－９
電　話　０４２－４６５－５５２５

正　会　員
㈱日向興発
代表取締役　前　田　弘　貴
東京都杉並区方南２－２５－２４
電　話　０３－５３７７－２３３３

正　会　員
㈱ハチオウ
代表取締役　森　　裕　子
東京都墨田区本所４－２９－２
電　話　０３－３８３７－８０８０

正　会　員
㈱福井商店
代表取締役　赤　羽　敏　宏
東京都千代田区内神田２－４－２
電　話　０３－３２５２－３８９６

正　会　員
㈱浜　田
常務取締役
東京支社長　丸　木　　啓
本　社　大阪府高槻市芥川町２－２４－５
電　話　０７２－６８６－３５００
東京支社　東京都港区赤坂4−4−14 未来環境創造ビル2F
電　話　０３－６４５９－１３５２

正　会　員
㈱フジ・トレーディング
代表取締役　大　羽　敬　子
東京都東大和市向原４－２９－９
電　話　０４２－５６５－７７２２

正　会　員
㈲ビー・アイ・エル
代表取締役　武　藤　廣　見
東京都北区東田端２－８－７
電　話　０３－３８９３－７４８０

正　会　員
㈱藤原土建
代表取締役　藤　原　健　次
東京都狛江市元和泉３－６－１３
電　話　０３－３４８８－５１５９

正　会　員
㈱東日本環境アクセス
代表取締役社長　赤　石　良　治
東京都台東区東上野３－４－１２
電　話　０３－３８３６－１５５１

正　会　員
㈲古川新興
代表取締役　古　川　幸　司
東京都府中市是政３－６５－１
電　話　０４２－３６５－２２３１

正　会　員
日野金属産業㈱
代表取締役　糟　谷　敏　美
東京都八王子市旭町１１－５
電　話　０４２－６８２－２１０１

正　会　員
㈱ペエックス
代表取締役　伊　藤　伸　夫
東京都稲城市大丸１４８１－３
電　話　０４２－３７８－２１２１

謹賀新年

2017年　元旦

正　会　員
ベル・テック㈱
代表取締役　鈴　木　照　明
東京都江戸川区中央３－６－１４ 三家第一ビル１Ｆ
電　話　０３　－　５８７９　－　５０５０

正　会　員
丸一興業㈱
代表取締役　板　橋　　博
東京都調布市富士見町１－１８－３０
電　話　０４２　－　４８３　－　０１５０

正　会　員
㈱北陸産業
代表取締役　竹　田　輝　幸
東京都品川区旗の台１－６－１８
電　話　０３　－　５９９８　－　６６８４

正　会　員
丸順商事㈲
代表取締役　矢　部　　要
東京都羽村市富士見平２－１－１４
電　話　０４２　－　５５４　－　２２２９

正　会　員
㈱まごころ清掃社
代表取締役　高　野　正　道
東京都八王子市長房町１２６－２
電話（フリーダイヤル）
０１２０　－　５３８　－　０５６

正　会　員
㈲丸松産業
代表取締役　松　崎　一　志
東京都板橋区徳丸６－２０－６
電　話　０３　－　３５５０　－　９２０８

正　会　員
㈱マスヒロ
代表取締役　桝　満　和　洋
埼玉県三郷市早稲田１－１４－１８
電　話　０４８　－　９５７　－　７７４９

正　会　員
丸山商店
代　　表　丸　山　良　治
東京都国立市谷保１５１－５
電　話　０４２　－　５７３　－　３４７６

正　会　員
松田産業㈱
代表取締役社長　松　田　芳　明
東京都新宿区西新宿１－２６－２
電　話　０３　－　５３８１　－　０００１

正　会　員
㈲丸和工業
代表取締役　田　口　和　英
東京都足立区入谷３－５－８
電　話　０３－３８５３－６９６１（代表）

正　会　員
松村ダスト㈲
代表取締役　松　村　博　文
東京都あきる野市三内２３０－１８
電　話　０４２　－　５９６　－　４９５９

正　会　員
マロン環境㈱
代表取締役　栗　原　　義
東京都豊島区駒込１－３５－２
電　話　０３　－　３９４２　－　６２１３

謹賀新年

2017年　元旦

正　会　員
萬世リサイクルシステムズ㈱
代表取締役　藤　枝　慎　治
神奈川県横浜市金沢区鳥浜町１７－３
電　話　０４５　－　７６９　－　２５２６

正　会　員
㈱明和運輸
代表取締役　植　田　　毅
東京都足立区宮城１－６－１２
電　話　０３　－　３９１１　－　６１２６

正　会　員
㈱ミダック
代表取締役　矢板橋一志
静岡県浜松市東区有玉南町２１６３
電　話　０５３　－　４７１　－　９３６１

正　会　員
㈱山一商事
代表取締役　小　野　寺　　勇
東京都港区六本木７－１５－１４
電　話　０３　－　３４２３　－　８１１３

正　会　員
都清掃㈱
常務取締役　吉　野　猛　彦
東京都足立区佐野１－２８－１０
電　話　０３　－　３６０６　－　０１３５

正　会　員
山下産業㈱
代表取締役　山　下　栄　雄
山梨県北杜市須玉町若神子５２８０
電　話　０５５１　－　４２　－　４８４８

正　会　員
ムゲンシステム㈱
代表取締役　伊　藤　　彰
東京都中央区日本橋箱崎町３６－３
電　話　０３　－　５６４０　－　１４２２

正　会　員
㈲山下商事
代表取締役　山　下　政　雄
東京都東久留米市八幡町２－１１－５３
電　話　０４２　－　４７３　－　３７６１

正　会　員
武蔵野土木工業㈱
代表取締役　渡　邉　久　美
東京都八王子市宇津木町４３５番地１
電　話　０４２　－　６９１　－　５１９９

正　会　員
山大物産㈱
代表取締役　山　下　逸　郎
埼玉県新座市菅沢２－１４－２９
電　話　０４８　－　４８１　－　３８４５

正　会　員
㈱メイシン
代表取締役　亀　田　　昇
東京都板橋区成増２－８－２
電　話　０３　－　３９７５　－　３９４１

正　会　員
山田設備工業㈱
代表取締役　山　田　有　司
東京都日野市大坂上２－２－７
電　話　０４２　－　５８４　－　０８７９

謹賀新年

2017年　元旦

正　会　員
㈱ヨシモリ
代表取締役　高　橋　安　繁
東京都足立区関原１－１２－２
電　話　０３－３８４８－２３４５

正　会　員
㈱ヨドセイ
代表取締役　青　柳　文　夫
東京都豊島区東池袋２－３８－２０
電　話　０３－３９８５－８８０１

正　会　員
㈱リスト
代表取締役　遠　藤　重　雄
東京都国立市谷保６３００番地
電　話　０４２－５７２－１３００

正　会　員
㈱和光サービス
代表取締役　山　田　邦　光
千葉県白井市河原子３２７番地
電　話　０４７－４９１－５３０５

正　会　員
和興テクノ㈱
代表取締役　村　上　洋　一
東京都文京区関口１－２４－８
電　話　０３－６２６５－３９２０

賛助会員
秋葉原経営行政事務所
所長
特定行政書士　渋　川　善　三　郎
東京都千代田区東神田３－２－４
東神田サマリヤマンション８０８号
電　話　０３－３８６４－６５５１～２

賛助会員
一般財団法人 あんしん財団　北東京支局
支局長　長　堀　達　也
東京都新宿区信濃町３４番地　ＪＲ信濃町ビル５Ｆ
電　話　０３－５３６２－２３４１

賛助会員
市川燃料チップ㈱
代表取締役　彦　坂　武　功
東京都江戸川区平井３－２３－１７
電　話　０３－３６３６－３２８０

賛助会員
㈱エジソン
代表取締役　須　永　裕　毅
茨城県つくば市東新井３１－１３
電　話　０２９－８６３－７２１５

賛助会員
㈱環境管理センター　営業本部
執行役員
営業本部長　齋　藤　徹
東京都千代田区内神田２－１４－４
内神田ビルディング３Ｆ
電　話　０３－６２０６－４３２１

賛助会員
クリーントーキョウ協同組合
理事長　碩　孝　光
東京都千代田区内神田１－９－１３ 柿沼ビル７Ｆ
電　話　０３－５２８３－７４７６

賛助会員
㈱ケー・イー・シー　東京営業所
所長　井　関　康
東京都北区赤羽２－１６－１ 高和赤羽ビル４Ｆ
電　話　０３－５９３９－６０２４

謹賀新年

2017年　元旦

賛助会員
行政書士　笹島総合事務所
代表
行政書士　笹　島　潤　也
東京都北区浮間３－１６－１５－１０１
電　話　０３－３９６９－１１７０

賛助会員
㈱スプラウト
代表取締役
社長　杉　本　行　男
東京都渋谷区道玄坂２－１５－１
ノア道玄坂１０１０
電　話　０３－５４２８－６６４１

賛助会員
全国オイルリサイクル協同組合
理事長　長　谷　川　徹
東京都中央区京橋２－６－６
電　話　０３－５２５０－５０８６

賛助会員
㈱テクノトレーディング
代表取締役
社長　梅　田　治　通
東京都新宿区新宿１－３４－３
第２４スカイビル３Ｆ
電　話　０３－５３６８－０６６０

賛助会員
一般社団法人 東京建物解体協会
会長　髙　山　眞　幸
東京都中央区八丁堀３－１０－１ 章山堂ビル４０１
電　話　０３－３５５１－１０７５

賛助会員
㈱東立テクノクラシー　東京支店
常務取締役
兼東京支店長　白　柳　朋　也
東京都港区三田３－１－１１ エック三田ビル８Ｆ
電　話　０３－６８０９－５６７０

賛助会員
ＤＯＷＡエコシステム㈱
取締役ウエステック
事業部長　飛　田　実
東京都千代田区外神田４－１４－１
秋葉原ＵＤＸビル２２Ｆ
電　話　０３－６８４７－１２３１

賛助会員
内藤環境管理㈱
代表取締役
社長　内　藤　岳
埼玉県さいたま市南区大字太田窪2051－２
電　話　０４８－８８７－２５９０

賛助会員
日本感材銀工業組合
理事長　水　谷　真　伸
東京都品川区西五反田２－６－３ 東洋ビル
電　話　０３－６８２１－０２４４

賛助会員
日本キャタピラー
執行役員
関東支社長　湯　谷　嘉　浩
千葉県柏市十余二３１３
電　話　０４－７１３３－２１１１

賛助会員
㈱はとバスエージェンシー
代表取締役　黒　瀬　智　弘
東京都大田区平和島５－４－１
電　話　０３－３２９８－５５７１

賛助会員
日立建機日本㈱
東京支店長　井　上　秀　和
埼玉県草加市弁天５－３３－２５
電　話　０４８－９３５－７３４１

謹賀新年

2017年　元旦

賛助会員

㈱御池鐵工所

代表取締役　小　林　由　和

広島県福山市神辺町川南３９６－２
電　話　０８４　－　９６３　－　５５００

賛助会員

皆川美術印刷㈱

代表取締役　皆　川　　暁

東京都荒川区東日暮里２－１３－４
電　話　０３　－　３８９１　－　８１４１

賛助会員

㈱リライフ

代表取締役
社　　長　橋　本　ふ　く　み

（東京営業所）
東京都練馬区小竹町２－５－７－２０１
電　話　０３　－　５９２６　－　４０３０

一般社団法人

東京都産業廃棄物協会

名誉会長

児　玉　安　彦
吉　本　昌　且

相談役

近　江　　昭
小　池　久　米　雄

一般社団法人

東京都産業廃棄物協会

会　　長	高　橋　俊　美
専務理事	木　村　尊　彦
事務局長	横　手　浩　次
	中　澤　宏　子
	佐　伯　初　美
	木　島　繭　子
	川　井　純　子
	小　泉　　光
	斎　藤　礼　子
	長　田　徳　子
相　談　員	阿　部　秀　行
	服　部　　昭
	高　橋　辰　男

広報委員会

委　員　長	乙　顔　　均
副委員長	森　　雅　裕
	吉　本　花　子
	吉　野　猛　彦
	青　木　繁　雄
	大　崎　秀　也
	長谷川　宣　詔
	佐　野　藤　治
	清　野　文　子

～ ゼロエミッションに挑戦する ～

比留間運送㈱ 資源循環型リサイクル企業

★建設廃材（ALC）のリサイクルと活用方法★

JR東京駅 八重洲口

東京ﾄﾞｰﾑｼﾃｨｰ 庭園

歌舞伎座 屋上庭園

ALC廃材・解体材

★ 埼玉県 入間工場
【産廃・一廃（現在申請中）処分業】
【埼玉県入間市中神764-16】

ｶﾞﾗ陶破砕	360.0t/日
動残発酵	17.5t/日
動残混練発酵	5.8t/日

特 徴
①比重が50%軽い
②雑草が生え難い
③栄養価が高い
③全て廃棄物より製造
※年間平均 1,350kg-CO2削減

①軽量発泡ｺﾝｸﾘｰﾄ
1cm塊に破砕

＋

②伐採樹木
のﾁｯﾌﾟ化

＋

③動植物性残さ
の発酵処理

製品 人工軽量土壌

～許可品目と処理能力～

★ 東京都 伊奈平工場
【一廃・産廃処分業】
【東京都武蔵村山市伊奈平3-25-5】

廃ﾌﾟﾗ破砕	130.3t/日
廃ﾌﾟﾗ溶融	2.4t/日
廃ﾌﾟﾗ圧縮梱包	204.3t/日
紙くず破砕	52.8t/日
紙くず圧縮梱包	166.58t/日
紙くず焼却	4.8t/日
木くず破砕	328.9t/日
木くず焼却	4.8t/日
繊維くず破砕	41.8t/日
繊維くず圧縮・梱包	17.8t/日
動残発酵	3.5t/日
動残焼却	4.8t/日
金属くず破砕	81.6t/日
金属くず圧縮	4.3t/日
ｶﾞﾗ陶破砕	482.8t/日
がれき類破砕	480.0t/日

高精度選別機 計3基

全国産業廃棄物連合会青年部主催
CO2ﾏｲﾅｽﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ全国大会
優良取組部門 特別賞 受賞

～お問い合わせ先～

ごみやさん ゴ～
0120-5383-50
URL：http://www.eco-hiruma.co.jp/

廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」により与えられる使命がまだあります。

廃木材

破砕→異物除去
→成型→仕上

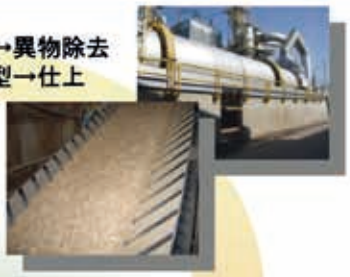

不要となった
E・V・Aボードは
再び原材料として使用

東京ボードグループ
マテリアルリサイクル
システム

置き床・家具等
に使用

パーティクルボード
「E・V・Aボード」

廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないでしょうか？
私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。
そして共にCO_2削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！
木々に永遠の命を与えたい…。それが東京ボードグループの使命です！！

私達は
地球温暖化防止に
全力で取り組みます

東京ボード工業株式会社
本社　〒136-0082　東京都江東区新木場2-11-1　TEL:03-3522-4138　FAX:03-3522-4137
新木場工場　〒136-0082　東京都江東区新木場2-12-5　TEL:03-3522-1524　FAX:03-3522-1525
埼玉工場　〒340-0835　埼玉県八潮市浮塚100番地　TEL:048-996-4541　FAX:048-996-4562
横浜エコロジー株式会社
〒236-0003　神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2　TEL:045-778-1153　FAX:045-778-1154
ティー・ビー・ロジスティックス株式会社
〒340-0835　埼玉県八潮市浮塚100番地　TEL:048-994-1311　FAX:048-994-1315
TB関西物流株式会社
〒630-8452　奈良県奈良市北之庄西町1-6-11　TEL:0742-50-6222　FAX:0742-50-6667